

# 第 8 回愛媛地方最低賃金審議会

## 資 料

令和 4 年 3 月 28 日

愛媛労働局労働基準部賃金室

## 第 8 回愛媛地方最低賃金審議会

### 資 料 目 次

令和 4 年 3 月 28 日

1	愛媛県で適用する最低賃金一覧	1
2	令和 3 年度最低賃金審議経過資料	
( 1 )	令和 3 年度最低賃金審議経過一覧表	3
( 2 )	令和 3 年度愛媛地方最低賃金審議会審議経過	4
( 3 )	同(時系列)	5
3	令和 4 年度特定最低賃金金額改正の申し出の意向表明について(写)	7
4	適用使用者数及び適用労働者数に関する資料	
( 1 )	地域別最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数	9
( 2 )	特定最低賃金(改正)適用使用者数及び適用労働者数等	10
5	令和 4 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表	11
6	春闘情勢について	19
7	愛媛県金融経済概況(日本銀行松山支店 2022 年 3 月 14 日)	27
8	雇用失業情勢(令和 4 年 1 月分)	37

## 愛媛県で適用する最低賃金一覧

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

※この表を職場に掲示してください。

## ◎地域別最低賃金

件名	発効年月日	最低賃金額 1時間	摘要
愛媛県最低賃金	令和3年 10月1日	円 <b>821</b>	県内すべての労働者に適用されます。 〔特定最低賃金から適用を除外された産業又は業務には、この最低賃金が適用されます。〕

## ◎特定最低賃金

◎特定最低賃金			特定最低賃金に共通の適用除外 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
産業名	発効年月日	最低賃金額 1時間	摘要 (注1参照)
パルプ、紙製造業	令和3年 12月25日	円 <b>951</b>	<b>適用除外</b> (1) 機械すき和紙製造業、手すき和紙製造業、内装用ライナー製造業、建材原紙製造業 (2) 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務に主として従事する者 (3) 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	令和3年 12月25日	円 <b>957</b>	<b>適用除外</b> (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業 (2) バリ取り・溶接かす取り、洗浄、さび若しくは傷の防止のための塗装、検数、包装又は手作業による機械部品の組立ての業務に主として従事する者 (3) 中子の造型、卓上ボール盤による穴あけ又はプレスによる打抜き業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	令和3年 12月25日	円 <b>921</b>	<b>適用除外</b> (1) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業 (2) 手作業による検数、選別、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務に主として従事する者 (3) 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船用機関製造業	令和3年 12月25日	円 <b>962</b>	<b>適用除外</b> (1) 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材(木ぎ装を除く。)の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務に主として従事する者 (2) 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務に主として従事する者
各種商品小売業	令和3年 12月25日	円 <b>822</b>	各種商品小売業とは、衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できないもの。 <b>適用除外</b> 倉庫番、レッテルはり、値札付け、包装又は袋詰め業務に主として従事する者

(注) 1 特定最低賃金の適用を除外された産業又は業務には愛媛県最低賃金が適用されます。

2 地域別最低賃金、特定最低賃金ともに、最低賃金額との比較にあたっては、①臨時に支払われる賃金、②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、④精皆勤手当・通勤手当・家族手当は算入されません。

3 派遣労働者については、派遣先の最低賃金が適用されます。

詳しくはこちらへお問い合わせください。愛媛労働局 労働基準部 賃金室 ☎089-935-5205  
 松山労働基準監督署 ☎089-917-5250 新居浜労働基準監督署 ☎0897-37-0151  
 今治労働基準監督署 ☎0898-32-4560 八幡浜労働基準監督署 ☎0894-22-1750  
 宇和島労働基準監督署 ☎0895-22-4655

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

最低賃金に関する特設サイト  
<http://pc.saiteichingin.info/>



## 令和3年度最低賃金審議経過一覧表

愛媛地方最低賃金審議会	愛媛県最低賃金改正の必要性	愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金	愛媛県はん用機械器具製造業、業務用機械器具最低賃金	愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	愛媛県各種商品小売業最低賃金
愛媛地方最低賃金審議会	特定最低賃金改正の必要性	愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金	愛媛県はん用機械器具製造業、業務用機械器具最低賃金	愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	愛媛県各種商品小売業最低賃金
諮問年月日	03.07.19	03.08.06	03.08.06	03.08.06	03.08.06	03.08.06
委員任命年月日	03.04.01	03.07.20	03.09.06	03.09.06	03.09.06	03.09.06
委員名	公益代表	◎ 森本 上 谷 ○ 井宮 川 菅 ○ 野村 甲 ○ 菅 上 ○ 塚 八 ○ 小 池 ○ 小 野	◎ 武井 上 田 ○ 井園 川 菅 ○ 菊川 川 菅 ○ 野村 甲 ○ 菅 上 ○ 塚 八 ○ 小 池 ○ 小 野	◎ 宮谷 井 本 ○ 武井 森 本 ○ 上 芥 川 甲 ○ 竹 菅 平 ○ 阿 部 ○ 河 端 ○ 高 橋	◎ 森本 谷 田 ○ 宮園 田 ○ 白 石 ○ 渡 部 ○ 濱 田 ○ 小 池 ○ 森 野 ○ 本	◎ 井上 谷 ○ 森本 谷 ○ 宮 川 ○ 菅 満 ○ 野 永 ○ 松 高 ○ 塚 八 ○ 西 中 ○ 藤 近
	労働者代表	○ 野村 甲 ○ 菅 上 ○ 塚 八 ○ 小 池 ○ 小 野	○ 菊川 川 菅 ○ 野村 甲 ○ 菅 上 ○ 塚 八 ○ 小 池 ○ 小 野	○ 上 芥 川 甲 ○ 竹 菅 平 ○ 阿 部 ○ 河 端 ○ 高 橋	○ 白 石 ○ 渡 部 ○ 濱 田 ○ 小 池 ○ 森 野 ○ 本	○ 井上 谷 ○ 森本 谷 ○ 宮 川 ○ 菅 満 ○ 野 永 ○ 松 高 ○ 塚 八 ○ 西 中 ○ 藤 近
使用者代表	◎ 森本 上 谷 ○ 井宮 川 菅 ○ 野村 甲 ○ 菅 上 ○ 塚 八 ○ 小 池 ○ 小 野	◎ 森本 上 谷 ○ 井宮 川 菅 ○ 野村 甲 ○ 菅 上 ○ 塚 八 ○ 小 池 ○ 小 野	◎ 武井 上 田 ○ 井園 川 菅 ○ 菊川 川 菅 ○ 野村 甲 ○ 菅 上 ○ 塚 八 ○ 小 池 ○ 小 野	◎ 宮谷 井 本 ○ 武井 森 本 ○ 上 芥 川 甲 ○ 竹 菅 平 ○ 阿 部 ○ 河 端 ○ 高 橋	◎ 森本 谷 田 ○ 宮園 田 ○ 白 石 ○ 渡 部 ○ 濱 田 ○ 小 池 ○ 森 野 ○ 本	◎ 井上 谷 ○ 森本 谷 ○ 宮 川 ○ 菅 満 ○ 野 永 ○ 松 高 ○ 塚 八 ○ 西 中 ○ 藤 近
	使用代表	◎ 森本 上 谷 ○ 井宮 川 菅 ○ 野村 甲 ○ 菅 上 ○ 塚 八 ○ 小 池 ○ 小 野	◎ 森本 上 谷 ○ 井宮 川 菅 ○ 野村 甲 ○ 菅 上 ○ 塚 八 ○ 小 池 ○ 小 野	◎ 武井 上 田 ○ 井園 川 菅 ○ 菊川 川 菅 ○ 野村 甲 ○ 菅 上 ○ 塚 八 ○ 小 池 ○ 小 野	◎ 宮谷 井 本 ○ 武井 森 本 ○ 上 芥 川 甲 ○ 竹 菅 平 ○ 阿 部 ○ 河 端 ○ 高 橋	◎ 森本 谷 田 ○ 宮園 田 ○ 白 石 ○ 渡 部 ○ 濱 田 ○ 小 池 ○ 森 野 ○ 本
審議会・専門部会 開催年月日	① 03.06.29	① 03.07.26	① 03.09.27	① 03.09.27	① 03.09.27	① 03.09.27
	② 03.07.19	② 03.08.02	② 03.10.12	② 03.10.12	② 03.10.11	② 03.10.15
	③ 03.07.26 [ヒ]	③ 03.08.05	③ 03.10.13	③ 03.10.19	③ 03.10.22	③ 03.10.21
	④ 03.08.05	(使側反対)	(使側反対)	(使側反対)	(全会一致)	(全会一致)
	⑤ 03.08.23					
	⑥ 03.10.26					
最賃額	821円 (793円)	821円 (793円)	957円 (930円)	921円 (895円)	962円 (938円)	822円 (810円)
	28円 (3円)	28円 (3円)	27円 (3円)	26円 (3円)	24円 (3円)	12円 (4円)
引上げ率	3.53% (0.38%)	3.53% (0.38%)	2.92% (0.32%)	2.91% (0.34%)	2.56% (0.32%)	1.48% (0.50%)
	03.08.05	03.08.05	03.10.26	03.10.22	03.10.25	03.10.21
異議申出有無	異議申出あり	異議申出あり	異議申出なし	異議申出なし	異議申出なし	異議申出なし
申出年月日	03.08.20	03.08.20				
発効年月日	03.10.01	03.10.01	03.12.25	(指) 03.12.25	(指) 03.12.25	(指) 03.12.25
適用事業所数	43,966事業所	43,966事業所	422事業所	63事業所	271事業所	22事業所
適用労働者数	495,000人	495,000人	11,113人	5,303人	6,023人	3,835人
未満率	1.3%	1.3%	3.2%	3.7%	0.4%	0.0%
影響率	12.8% (6.4%)	12.8% (6.4%)	5.9% (6.5%)	26.2% (21.8%)	12.3% (10.8%)	0.0% (0.0%)

( ) : 前年度 ◎ : (部)会長 ○ : (部)会長代理 [実]: 実地視察 [ヒ]: ヒアリング (指) : 指定発効

# 令和3年度 愛媛地方最低賃金審議会審議経過

回数(通算)	1	2	3	4	5	6	7	9
<b>本 審</b>	03.6.29 3 ①運営申し合わせ(令第6条第5項適用) ②地賃改正(諮問)	03.07.19 4 ①特定最賃改正必要性の有無(諮問) ⑤オプザバーの名について	03.07.26 6 ①地賃改正目安伝達 ②地賃関係労働者意見聴取 ③特定最賃改正必要性の有無(審議)、オプザバー意見聴取	03.08.05 10 ①地賃専門部会報告 ②採決・答申	03.08.06 11 ①特定最賃改正必要性の有無(審議・答申) ②特定最賃改正(諮問)	03.08.23 12 ①地賃改正の異議(諮問・審議・答申) ②地賃専門部会廃止	03.10.26 24 ①特定最賃専門部会報告 ②特定最賃〔紙パ・はん用機械〕審議・採決・答申	
<b>回 数</b>	1	2	3	4				
<b>公益委員会</b>	03.07.26 5 ①愛媛県最低賃金の審議について							
<b>公労委員会</b>	03.06.21 1 ①審議会の運営について							
<b>公使委員会</b>	03.06.21 2 ①審議会の運営について							
<b>全員協議会</b>								
<b>地賃専門部会</b>	03.07.26 7 ①部会長・部会長代理の選出 ②審議の公開について ③資料説明 ④金額審議	03.08.02 8 ①金額審議	03.08.05 9 ①金額審議 ②採決					
<b>紙パ専門部会</b>	03.09.27 13 特定最賃合同専門部会 ①部会長・部会長代理の選出 ②日程調整 ③審議の公開について	03.10.05 15 ①資料説明 ②金額審議	03.10.13 18 ①金額審議 ②採決					
<b>はん用機械専門部会</b>		03.10.12 17 ①資料説明 ②金額審議	03.10.19 20 ①金額審議 ②採決					
<b>電機専門部会</b>		03.10.04 14 ①資料説明 ②金額審議	03.10.22 22 ①金額審議(結審) ②答申(6-5適用)					
<b>船舶専門部会</b>		03.10.11 16 ①資料説明 ②金額審議	03.10.25 23 ①金額審議(結審) ②答申(6-5適用)					
<b>各商専門部会</b>		03.10.15 19 ①資料説明 ②金額審議	03.10.21 21 ①金額審議(結審) ②答申(6-5適用)					

## 令和3年度愛媛地方最低賃金審議会審議経過(時系列)

連番	日付	回数	名称	内容 1	内容 2	内容 3
1	6月21日	第1回	公労委員会	審議会の運営について		
2	6月21日	第1回	公使委員会	審議会の運営について		
3	6月29日	第 1 回	本審	運営申し合わせ	地賃改正諮問	
4	7月19日	第 2 回	本審	特定最賃必要性諮問	オブザーバーの指名	
5	7月26日	第 1 回	公益委員会	地賃審議について		
6	7月26日	第 3 回	本審	目安伝達	地賃関係労働者意見聴取	特定最賃必要性審議 オブザーバー意見聴取
7	7月26日	第 1 回	地賃専門部会	部会長等選出	審議の公開について	金額審議
8	8月2日	第 2 回	地賃専門部会	金額審議		
9	8月5日	第 3 回	地賃専門部会	金額審議と採決		
10	8月5日	第 4 回	本審	部会報告と採決	地賃改正答申	
11	8月6日	第 5 回	本審	特定最賃必要性審議	特定最賃必要性答申	特定最賃改正諮問
12	8月23日	第 6 回	本審	地賃異議諮問	地賃異議審議	地賃異議答申
13	9月27日	第 1 回	特定最賃合同専門部会	部会長等選出	日程調整	審議の公開について
14	10月4日	第 2 回	電機専門部会	金額審議		
15	10月5日	第 2 回	紙パ専門部会	金額審議		
16	10月11日	第 2 回	船舶専門部会	金額審議		
17	10月12日	第 2 回	はん用機械専門部会	金額審議		
18	10月13日	第 3 回	紙パ専門部会	金額審議と採決		
19	10月15日	第 2 回	各商専門部会	金額審議		
20	10月19日	第 3 回	はん用機械専門部会	金額審議と採決		
21	10月21日	第 3 回	各商専門部会	金額審議(結審)	答申(6-5)	
22	10月22日	第 3 回	電機専門部会	金額審議(結審)	答申(6-5)	
23	10月25日	第 4 回	船舶専門部会	金額審議(結審)	答申(6-5)	
24	10月26日	第 7 回	本審	部会報告と採決	紙パ・はん用機械答申	
25						
26						
27						
28						
29						
30						

(注1) 会議の名称は略称です。

(注2) 「答申(6-5)」は審議会令第6条第5項を適用したものです。





2022年 3月 1日

愛媛労働局長

瀧原 章夫 殿

日本労働組合総連合会愛媛県連合会  
会長 菊川 泰



## 令和4年度特定最低賃金金額改正の申し出の意向表明について

### 記

標記の件、愛媛県における令和4年度特定（産業別）最低賃金の金額改正の申し出について、下記5業種の正式申請を7月1日までに行なうことと致します。

### 申請する産業

1. パルプ、紙製造業
2. はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
3. 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
4. 船舶製造・修理業、船用機関製造業
5. 各種商品小売業

以上





## 地域別最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

都道府県名

愛媛県

産業名	①事業所 総数	②常用雇 用者規 模 〇人事業所数	③常用 雇用者 数	④臨時 雇用者 数	⑤(①-②) 適用使用者 数	⑥(③+④) 適用労働者 数
A 農業, 林業	435	59	2,942	707	376	3,649
B 漁業	135	12	1,047	57	123	1,104
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	34	2	140	2	32	142
D 建設業	6,094	1,580	30,904	1,399	4,514	32,303
E 製造業	4,946	1,009	82,082	1,218	3,937	83,300
F 電機・ガス・熱供給・水道業	75	2	2,213	11	73	2,224
G 情報通信業	485	83	6,395	151	402	6,546
H 運輸業, 郵便業	1,725	221	30,362	454	1,504	30,816
I 卸売業, 小売業	17,077	4,954	98,105	2,625	12,123	100,730
J 金融業, 保険業	1,121	108	14,763	30	1,013	14,793
K 不動産業, 物品賃貸業	3,432	2,185	6,306	163	1,247	6,469
L 学術研究, 専門・技術サービス業	2,269	699	9,132	213	1,570	9,345
M 宿泊業, 飲食サービス業	7,571	2,730	37,960	2,274	4,841	40,234
N 生活関連サービス業, 娯楽業	6,001	3,359	17,391	989	2,642	18,380
O 教育, 学習支援業	1,769	849	12,109	2,340	920	14,449
P 医療, 福祉	5,048	776	81,994	2,169	4,272	84,163
Q 複合サービス業	666	23	8,216	38	643	8,254
R サービス業(他に分類されないもの)	4,426	1,338	31,649	1,938	3,088	33,587
A~R 小計	63,309	19,989	473,710	16,778	43,320	490,488
イ 農業のうち個人経営の事業所に属する者					606	1,299
ロ 林業のうち個人経営の事業所に属する者					40	68
ハ 漁業のうち個人経営の事業所に属する者					0	2,206
ニ 地方公務員一般職のうち単純労務就労者						971
					(イ+ロ+ハ)	(イ+ロ+ハ+ニ)
小計					646	4,544
合計					43,966	495,032

# 特定最低賃金（改正）適用使用者数及び適用労働者数等

令和4年3月

② 申出代表者	④ 適用使用者数	④ 申出産業の労働者数	適用除外労働者数	⑤ 申出産業の基礎的労働者数 (A)	⑥ 申出人が代表する基礎的労働者数 (B)	⑦ B/A (%)
③ 申出産業						
パルプ、紙製造業 E140, E141, E142 (E1422の一部, E1423・E1424を除く)	17	2,657	315	2,342		
				2,901	1,289	44.4%
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 E25, E26, E27 (E273～E276を除く)	406	11,710	1,186	10,524		
				10,024	3,143	31.4%
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 E28, E29 (E291・E292を除く), E30	51	3,721	805	2,916		
				4,063	1,736	42.7%
船舶製造・修理業、船用機関製造業 E310, E313	195	4,976	480	4,496		
				5,469	2,297	42.0%
各種商品小売業 I56	25	3,556	54	3,502		
				3,743	2,964	79.2%

注1 ④欄は、平成28年経済センサスの数字をもとに現在までの変動を加味して算定した。  
 2 ⑤欄は、当該産業の労働者に、平成30年最低賃金に関する基礎調査等の結果得られた当該特定最低賃金適用除外労働者数を加味して算定した。  
 3 ⑤欄、⑥欄及び⑦欄の赤字は前年度の数値です。

## 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)(閉庁日を含めれば8月7日(日))までに  
答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(月)		8月16日(火)		8月26日(金)		9月25日(日)
8月2日(火)		8月17日(水)		8月29日(月)		9月28日(水)
8月3日(水)		8月18日(木)		8月30日(火)		9月29日(木)
8月4日(木)		8月19日(金)		8月31日(水)		9月30日(金)
8月5日(金)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月6日(土)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月7日(日)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月8日(月)		8月23日(火)		9月2日(金)		10月2日(日)
8月9日(火)		8月24日(水)		9月5日(月)		10月5日(水)
8月10日(水)		8月25日(木)		9月6日(火)		10月6日(木)
8月11日(木)		8月26日(金)		9月7日(水)		10月7日(金)
8月12日(金)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月13日(土)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月14日(日)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月15日(月)		8月30日(火)		9月9日(金)		10月9日(日)
8月16日(火)		8月31日(水)		9月12日(月)		10月12日(水)
8月17日(水)		9月1日(木)		9月13日(火)		10月13日(木)
8月18日(木)		9月2日(金)		9月14日(水)		10月14日(金)
8月19日(金)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月20日(土)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月21日(日)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月22日(月)		9月6日(火)		9月16日(金)		10月16日(日)
8月23日(火)		9月7日(水)		9月20日(火)		10月20日(木)
8月24日(水)		9月8日(木)		9月21日(水)		10月21日(金)
8月25日(木)		9月9日(金)		9月22日(木)		10月22日(土)
8月26日(金)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月27日(土)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月28日(日)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月29日(月)		9月13日(火)		9月27日(火)		10月27日(木)
8月30日(火)		9月14日(水)		9月28日(水)		10月28日(金)
8月31日(水)		9月15日(木)		9月29日(木)		10月29日(土)
9月1日(木)		9月16日(金)		9月30日(金)		10月30日(日)
9月2日(金)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月3日(土)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月4日(日)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月5日(月)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月6日(火)		9月21日(水)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月7日(水)		9月22日(木)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月8日(木)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)

## 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)(閉庁日を含めれば8月7日(日))までに  
答申要旨を公示する必要がある。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月9日(金)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月10日(土)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月11日(日)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月12日(月)		9月27日(火)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月14日(水)		9月29日(木)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月3日(月)		10月18日(火)		10月28日(金)		11月27日(日)
10月4日(火)		10月19日(水)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月9日(日)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月10日(月)		10月25日(火)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月15日(土)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月14日(月)		12月14日(水)

## 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)(閉庁日を含めれば8月7日(日))までに  
答申要旨を公示する必要がある。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月18日(火)		11月2日(水)		11月15日(火)		<b>12月15日(木)</b>
10月19日(水)		11月4日(金)		11月16日(水)		<b>12月16日(金)</b>
10月20日(木)		11月4日(金)		11月16日(水)		<b>12月16日(金)</b>
10月21日(金)		11月7日(月)		11月17日(木)		<b>12月17日(土)</b>
<b>10月22日(土)</b>		11月7日(月)		11月17日(木)		<b>12月17日(土)</b>
<b>10月23日(日)</b>		11月7日(月)		11月17日(木)		<b>12月17日(土)</b>
10月24日(月)		11月8日(火)		11月18日(金)		<b>12月18日(日)</b>
10月25日(火)		11月9日(水)		11月21日(月)		<b>12月21日(水)</b>
10月26日(水)		11月10日(木)		11月22日(火)		<b>12月22日(木)</b>
10月27日(木)		11月11日(金)		11月24日(木)		<b>12月24日(土)</b>





令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(木)		9月16日(金)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月2日(金)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月3日(土)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月4日(日)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月5日(月)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月6日(火)		9月21日(水)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月7日(水)		9月22日(木)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月8日(木)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月9日(金)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月10日(土)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月11日(日)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月12日(月)		9月27日(火)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月14日(水)		9月29日(木)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月27日(木)		11月26日(土)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月28日(金)		11月27日(日)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月3日(月)		10月18日(火)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月4日(火)		10月19日(水)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月9日(日)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月10日(月)		10月25日(火)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月14日(月)		12月14日(水)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月15日(土)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月18日(火)		11月2日(水)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月24日(木)		12月24日(土)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月25日(金)		12月25日(日)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月28日(月)		12月28日(水)
10月28日(金)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月29日(土)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月30日(日)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月31日(月)		11月15日(火)		11月30日(水)		12月30日(金)
11月1日(火)		11月16日(水)		12月1日(木)		12月31日(土)
11月2日(水)		11月17日(木)		12月2日(金)		1月1日(日)
11月3日(木)		11月18日(金)		12月5日(月)		1月4日(水)
11月4日(金)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月5日(土)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月6日(日)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月7日(月)		11月22日(火)		12月7日(水)		1月6日(金)
11月8日(火)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月9日(水)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月10日(木)		11月25日(金)		12月9日(金)		1月8日(日)
11月11日(金)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月12日(土)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月13日(日)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月14日(月)		11月29日(火)		12月13日(火)		1月12日(木)
11月15日(火)		11月30日(水)		12月14日(水)		1月13日(金)
11月16日(水)		12月1日(木)		12月15日(木)		1月14日(土)
11月17日(木)		12月2日(金)		12月16日(金)		1月15日(日)
11月18日(金)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月19日(土)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月20日(日)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月21日(月)		12月6日(火)		12月20日(火)		1月19日(木)

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月22日(火)		12月7日(水)		12月21日(水)		<b>1月20日(金)</b>
<b>11月23日(水)</b>		12月8日(木)		12月22日(木)		<b>1月21日(土)</b>
11月24日(木)		12月9日(金)		12月23日(金)		<b>1月22日(日)</b>
11月25日(金)		12月12日(月)		12月26日(月)		<b>1月25日(水)</b>
<b>11月26日(土)</b>		12月12日(月)		12月26日(月)		<b>1月25日(水)</b>
<b>11月27日(日)</b>		12月12日(月)		12月26日(月)		<b>1月25日(水)</b>
11月28日(月)		12月13日(火)		12月27日(火)		<b>1月26日(木)</b>
11月29日(火)		12月14日(水)		12月28日(水)		<b>1月27日(金)</b>



# 春闘情勢について

春闘に向けての総理と十倉経団連会長の発言要旨	1
令和4年春闘スケジュール	2
令和4年春闘に関する連合と経団連の方針の比較	3
連合と経団連との懇談会（1月26日）発言の要旨	5
令和3年春闘 集計機関別表	6

# 春闘に向けての総理と経団連の発言の要旨

(令和3年11月26日 第3回新しい資本主義実現会議)

## <総理発言>

民間側においても、来年の春闘において、業績がコロナ前の水準を回復した企業について、新しい資本主義の起動にふさわしい、3パーセントを超える賃上げを期待する。経済界におかれましては、来年の春闘においては、2019年2.18パーセント、2020年2パーセント、2021年1.86パーセントと低下する賃上げの水準を、思い切って、一気に反転させ、新しい資本主義の時代にふさわしい、賃上げが実現することを期待する。

(令和3年12月23日 経団連 第10回審議委員会)

## <経団連 十倉会長>

来年の春季労使交渉では、一律的な検討ではなく、各企業による『賃金決定の大原則』に則った検討が重要<sup>20</sup>です。経団連は『成長と分配の好循環』の実現へ、社会的な期待も考慮しながら、収益が増大した企業には賃金引き上げに向けた積極的な検討を求めます。

(参考)

令和2年 第18回経済財政諮問会議(令和2年12月4日)

## <総理発言>

新型コロナウイルスの感染対策、雇用や事業の支援を行い、経済を回復させるために、来週早々に経済対策を決定した上でそれに基づいて第三次補正予算を、来年度当初予算と一体として編成することで、切れ目のない経済財政運営を行っていく。これと併せて、デフレへの後戻りを何としても避けるために、これまで続いてきた賃上げの流れを継続していただきたい。

令和2年経団連 定例記者会見(令和2年12月7日)

## <経団連 中西会長>

現下の経済情勢を踏まえれば、賃上げだけに焦点をあて、しかもベースアップがいくらなどと選択肢をせばめて議論している状況ではないだろう。労使一体となって雇用維持に取り組みることが必要であり、賃金についても、経済情勢などを踏まえて十分に協議を尽くした上で総合的な判断で決定していくこととなる。

# 令和4年春闘のスケジュール

※ ( ) の日付は昨年実績

## 令和3年

- ・ 11月18日  
(11月19日)
- ・ 12月2日  
(12月1日)

連合中央執行委員会（春闘闘争方針（案）確認）

連合中央委員会（春闘闘争方針決定）

## 令和4年

- ・ 1月18日  
(1月19日)
- ・ 1月26日  
(1月27日)
- ・ 1月～2月上旬
- ・ 2月中旬～下旬
- ・ 3月16日  
(3月17日)

経団連「経営労働政策特別委員会報告」公表

連合と経団連の懇談会（春闘のキックオフ）

主要産別中央委員会（産別の統一要求方針決定）

個別労組が方針を決定し、要求書を提出

自動車、電機などの大手労組への集中回答

# 令和4年春闘に関する連合と経団連の方針の比較

## 連合春闘方針(令和3年12月2日)

- 足下の経済指標は回復基調にあり、コロナ禍の影響や世界経済の不安定要因など先行き不透明感はあるものの、2021年度末にはコロナ前のGDP水準をほぼ回復し、2022年度には超えることが見込まれる。
- 一方で勤労者家計は長期にわたり低迷し、コロナ禍で我慢を強いられている。セーフティネットが脆弱なため、有期・短時間・契約等労働者などが深刻な影響を受けている。経営基盤の弱い中小企業やコロナ禍の影響が大きい産業で働く労働者も厳しい状況にある。とりわけ、非正規雇用の約7割を占める女性労働者の雇用の不安定さや生活面への影響が大きい。また、依然として是正されない男女間賃金格差をより拡大させ、固定化している。

- 産業の「底支え」「格差是正」に寄与する「賃金水準追求」の取り組みを強化しつつ、これまで以上に賃上げを社会全体に波及させるため、それぞれの産業における最大限の「底上げ」に取り組む。賃上げ分2%程度、定期昇給相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め4%程度の賃上げを目安とする。

## ○【中小の賃上げ要求について】

賃金カーブ維持相当分(1年・1歳間差)を確保した上で、自組合の賃金と社会横断的水準を確保するための指標を比較し、その水準の到達に必要な額を加えた総額で賃金引き上げを求めらる。

賃金実態が把握できないなどの事情がある場合は、賃金カーブ維持分(4,500円)の確保を大前提に、連合加盟組合平均水準の2%相当額との差額を上乗せした金額6,000円を賃上げ目標とし、総額10,500円以上を目安に賃上げを求めらる。

## ○【一時金について】

月例賃金の引き上げにこだわらず、年収確保の観点も含め水準の向上・確保をはかることとする。  
有期・短時間・契約等で働く労働者についても、均等待遇・均衡待遇の観点から対応をはかることとする。

## ○ 雇用形態間格差是正にむけた取り組みは次のとおりとする。

- ① 有期・短時間・契約等で働く者の労働諸条件の向上と均等待遇・均衡待遇確保の観点から、企業内のすべての労働者を対象とした企業内最低賃金協定の締結をめざす。締結水準については、時給1,150円以上をめざす。
- ② 有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げていくため、昇給ルールを導入に取り組み。なお、昇給ルールを導入する場合は、勤続年数で賃金カーブを描くこととし、水準については、「勤続17年相当で時給1,750円・月給288,500円以上」となる制度設計をめざす。

## 経団連経労委報告(令和4年1月18日)

- 2021年10月に緊急事態宣言が解除されことから、個人消費が持ち直し、停滞していた非製造業の活動水準が小幅に上昇したが、依然としてコロナ前を下回っている。感染症の動向には引き続き注視が求められるとともに、供給制約や資源価格上昇の影響も懸念されるなど、依然として不透明感が強い状況が継続している。2021年度における主要上場企業(金融を除く)の経常利益は、増益が見込まれる。製造業の業績改善が全体を牽引した一方で、非製造業の一部では減益が見込まれるなど、業種や企業によってはらつきが見られ、「K字型」回復の様相を示している。

- 大切なステークホルダーである「働き手」との価値協創によって生み出された収益・成果の適切な分配により、賃金引上げのモメンタムを維持していくことが重要である。このことが、「サステイナブルな資本主義」の実現に寄与し、岸田総理が目指す「新しい資本主義」と軌を一にするものである。
- 収益が増大した企業においては、制度昇給の実施に加え、ベースアップの実施を含めた、新しい資本主義の起動にふさわしい賃金引上げが望まれる。

- コロナ禍の影響により収益が十分に回復していない・減少した企業においては、事業継続と雇用維持を最優先にしながら、労使で徹底的に議論し、自社の実情に適った対応を見出すことが望まれる。

## ○【中小の賃上げ要求について】

中小企業の賃金引上げが重要とはいえ、実態から大きく乖離した要求水準を掲げることについては慎重に検討すべきであると考えらる。企業別労働組合が要求を提示する前に、まず企業労使で自社の経営状況等を十分共有する事が望ましい。その上で、連合や産業別労働組合など上部団体の示す要求指標を参考としつつ、建設的な賃金交渉・協議の実施に資する要求が提示され、自社に適した着地点が労使で見出されることを期待したい。

## ○【一時金について】

収益が増大した企業においては、自社の制度や実績等に基づいた適切な分配・支給水準の引上げが求めらる。コロナ禍の影響により収益が十分に回復していない・減少した企業においては、事業継続と雇用維持を念頭に置きながら、支給水準のあり方や支給方法を含めた検討が求められる。

- 雇用形態にかかわらず、処遇の改善や働き手のエンゲージメントの向上は、企業にとって重要な課題である。各企業は、公正な人事・賃金制度の構築、積極的な正社員登用、総合的な処遇改善などを通じ、有期雇用労働者等がもてる能力を最大限発揮できる環境整備に不断に取り組むことが望まれる。



# 令和4年春闘に関する連合と経団連の方針の比較

## 連合春闘方針(令和3年12月2日)

- 改正高齢者雇用安定法の取り組み(70歳まで雇用の努力義務)
  - ・ 同一労働同一賃金の法規定対応の確実な実施(通常の労働者と定年後継続雇用労働者をはじめとする60歳以降の短時間(パート)・有期雇用で働く労働者との間の不合理な待遇差の是正)
  - ・ 働く高齢者のニーズへの対応のため、労働時間をはじめとする勤務条件の緩和や健康管理の充実などの推進。
  - ・ 高齢化に伴い増加がみられる転倒や腰痛災害等に対する配慮と職場環境改善。
  - ・ 労働災害防止の観点から、高齢者に限定せず広く労働者の身体機能等の向上に向けた「健康づくり」の推進。

## 高齢者雇用

## 経団連経労委報告(令和4年1月18日)

- 65歳までの雇用確保措置や70歳までの就業確保措置といった高齢社員の処遇のあり方にとどまらず、賃金カーブの再設定など入社から退職までの処遇全体の見直しも考えられる。
- また、高齢社員個人々々の状況・ニーズに対応できるよう、多様な雇用・就業形態を整備しておくことが望ましい。
- さらに、高齢社員のエンゲージメントを高め、生産性の向上を図るべく、人事評価の実施と処遇への適切な反映、スキルアップのための研修・セミナーの実施、高齢社員に特に配慮した安全衛生対策等に取り組みむことも有益である。

- <有期・短時間労働者に関する取り組み>
  - ① 正規雇用労働者と有期・短時間で働く者の労働条件・待遇差の確認。
  - ② (待遇差がある場合)賃金・一時金や各種手当等、個々の労働条件・待遇ごとに、その目的・性質に照らして正規雇用労働者との待遇差が不合理とないかを確認。
  - ③ (不合理な差がある場合)待遇差の是正。
  - ④ 有期・短時間労働者の組合加入とその声を踏まえた労使協議の実施。
  - ⑤ 有期・短時間労働者への待遇に関する説明の徹底。

## 同一労働同一賃金

- <派遣労働者に関する取り組み>
  - ① 派遣先労働組合の取り組み
    - ア 正規雇用労働者と派遣労働者の労働条件・待遇差を確認する。
    - イ 派遣先均等・均衡待遇が可能な水準での派遣料金設定や派遣元への待遇情報の提供など、事業主に対する必要な対応を求める。
    - ウ 食堂・休憩室・更衣室など福利厚生施設などについて派遣労働者に不利な利用条件などが設定されている場合は、是正を求める。
  - ② 派遣元労働組合の取り組み
    - ア 待遇情報の共有や待遇決定方式に関する協議を行う。
    - イ 待遇決定方式にかかわらず比較対象労働者との間に不合理な格差等がある場合には、是正を求める。
    - ウ 有期・短時間である派遣労働者については、上記の取り組み<有期・短時間労働者に関する取り組み>について確認(比較対象は派遣元の正規雇用労働者)
    - エ 派遣労働者の組合加入およびその声を踏まえた労使協議の実施。
    - オ 派遣労働者への待遇に関する説明の徹底。

- 改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動
  - 改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法について、連合のガイドラインもつぎ、周知徹底とあわせて、法違反がないかなどの点検活動を行う。
- あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組み
  - 職場のハラスメントの現状を把握するとともに、カスタマー・ハラスメントや就活生などに対するハラスメントを含むあらゆるハラスメント対策や差別禁止の取り組みを進める。
- 育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備。
- 次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進。

## 女性活躍

- 「同一労働同一賃金」は、均衡待遇と均等待遇の2つの規定からなるが、均衡待遇は均等待遇より広く、不合理性の判断が分かりづらいため、実務上、均等待遇の要件の正確な理解をした上で必要な対応を検討することが重要である。
- 事業主は、待遇差についての有期雇用労働者等の納得性を高め、紛争の未然防止のために、雇用区分ごとに職務内容・職務内容・配置の変更の範囲の違いを明確に説明できるようにすることや、正社員登用制度を整備・運用すること、条件決定に際し労使で十分協議することが必要である。

- 経営トップが、両立支援に関する自社の方針を積極的に発信し、様々な支援制度を活用しやすい社内風土・職場環境を醸成することが大事である。
- 早期復職支援制度の導入・拡充、キャリア相談窓口の設置・活用、家事支援サービス利用の補助など、社員のキャリア継続を目的とする取り組みの促進が望まれる。
- 役員候補となり得る部長・課長層の育成といったタレント・パイプライン(継続的に後継人材を輩出する仕組み)の強化が不可欠である。

# 連合と経団連との懇談会(1月26日) 発言(要旨)

## ○ 芳野連合会長

グリーンやデジタル変革への対応、人口減少下での社会保障制度の持続性確保、貧困層の増加や格差の拡大など、構造的な課題も山積しているが、多様な人々に参加と活躍の機会を提供し、課題に挑戦する意欲と能力を高めることが、これら課題を克服するカギであり、そのためには「人への投資」の充実が欠かせない。

ここ数年賃上げの流れは続いているものの、長きにわたりわが国の実質賃金は低迷し、コロナ禍にあっても賃金が増加している他の主要国から後れをとっている。

連合は、未来をつくるため、月例賃金にこだわり、「底上げ」「底支え」「格差是正」をはかり、とりわけ中小企業における賃上げに向けては、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配が極めて重要。懸念される足もとの原料価格上昇への対応も含め、取引の適正化に向けた経営側からのさらなる発信をお願いしたい。

24

## ○ 十倉経団連会長

2022年版経労委報告では、特に重要なステークホルダーである働き手の価値協創により生み出された成果を適切に分配すべく、企業の責務として「賃金引上げ」と「総合的な処遇改善」に取り組むことが非常に重要であることを明確に打ち出している。さらに、日本の企業数のほとんどを占め、雇用の7割近くが働く、中小企業における賃金引上げとその環境整備の必要性についても強く認識をし、賃金引上げの原資の確保に向けて、政府の「パートナートナレッジ構築宣言」への積極的な協力などを通じて、大企業が率先して取引価格の適正化に進め、サプライチェーン全体での取組み強化が不可欠である。

今年の春季労使交渉では、こうした社会性の視座に立った主体的な検討を呼びかけ、連合とも考え方を共有し、企業労使による真摯な議論の結果として、賃金引上げのモメンタムが維持され、『サステイナブルな資本主義』実現に向けて、労使で共に歩み出す契機となることを期待している。

# 令和3年春闘 集計機関別表

	厚生労働省	連 合	経 団 連
月例賃金	8月13日公表	7月5日公表	7月30日公表
	343社	4,772組合	130社
	5,854円 (6,286円)	5,180円 (5,506円)	6,124円 (7,096円)
	1.86% (2.00%)	1.78% (1.90%)	1.84% (2.12%)
一時金	夏 季 349社	夏 季 1,814組合	夏 季 159社
	9月10日公表	7月5日公表	8月5日公表
	773,632円 (828,171円)	660,249円 (655,452円)	826,647円 (901,147円)
	▲6.59% (▲2.04%)	0.73% (▲6.32%)	▲8.27% (▲2.17%)
	年 末 355社	年 末 1,909組合	年 末 164社
	令和4年1月12日公表	12月10日公表	12月22日公表
	782,198円 (786,460円)	648,925円 (613,336円)	820,955円 (865,621円)
	▲0.54% (▲9.46%)	2.06% (▲14.11%)	▲5.16% (▲9.02%)

( ) 内の数字は、前年同期の数字。

※ 厚生労働省の集計対象は、「資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業」としている。

※ 連合の集計対象は、「集計可能な連合加盟の組合」としている。

※ 経団連の集計対象は、「原則として東証一部上場、従業員500人以上」としている。



2022年3月14日

日本銀行松山支店

## 愛媛県金融経済概況

### 1. 概観

愛媛県の景気は、緩やかに持ち直しているが、新型コロナウイルス感染症再拡大の影響から、一部に弱い動きがみられる。

すなわち、個人消費は、緩やかに持ち直しているが、一部に弱い動きがみられる。住宅投資は、弱めの動きがみられる。設備投資は、増勢が鈍化している。公共投資は、高水準ながら、弱めの動きがみられる。こうした中、生産は、振れを伴いつつも、基調としては持ち直している。雇用・所得環境をみると、弱めの動きが続いているが、一部に持ち直しの動きがみられる。

### 2. 各論

#### (1) 需要項目別動向

公共投資は、高水準ながら、弱めの動きがみられる。

輸出は、持ち直している。

設備投資は、増勢が鈍化している。

個人消費は、緩やかに持ち直しているが、一部に弱い動きがみられる。

#### 業態・品目別の需要動向

大型小売店販売 (百貨店、スーパー、ホームセンター等)	一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに持ち直している。
コンビニエンスストア販売	弱めの動きがみられる。
家電販売	底堅く推移している。
乗用車販売	足踏み感がみられる。
宿泊・観光施設の入込み	減少している。

住宅投資は、弱めの動きがみられる。

## (2) 生産

生産は、振れを伴いつつも、基調としては持ち直している。

業種別の生産動向

織	維	持ち直している。
紙	・ パルプ	横ばい圏内の動きとなっている。
化	学	弱めの動きがみられる。
プラスチック製品		持ち直しの動きが弱まっている。
非鉄金属		弱含んでいる。
食料品		持ち直している。
一般機械		持ち直しの動きがみられる。
電気機械		堅調に推移している。
輸送機械（造船）		低調に推移している。

## (3) 雇用・所得

雇用・所得環境をみると、弱めの動きが続いているが、一部に持ち直しの動きがみられる。

有効求人倍率は、前月比低下した。名目賃金は前年を上回り、常用労働者数は前年を下回った。

## (4) 物価

松山市の消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を下回っている。

## (5) 企業倒産

企業倒産は、落ち着いた動きとなっている。

## (6) 金融情勢

実質預金、貸出金とも前年を上回っている。貸出約定平均金利は、前月比低下した。

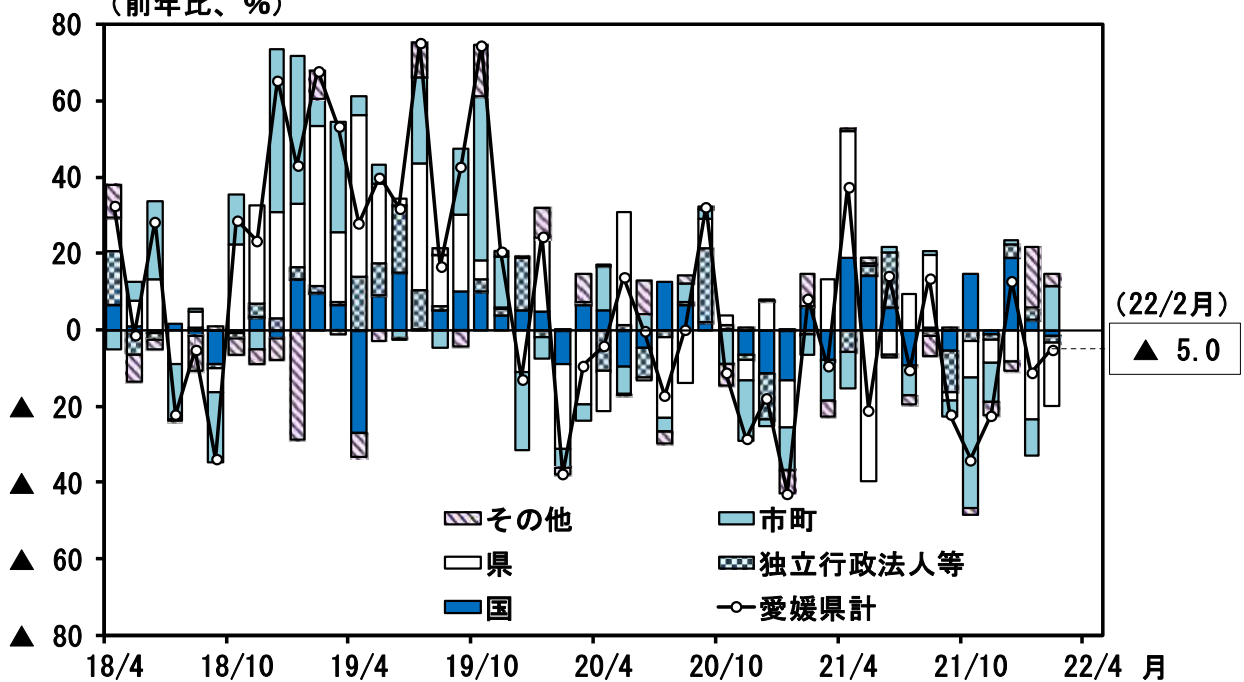
以 上

# 愛媛県金融経済概況

## 参考図表

### ▽公共工事請負額

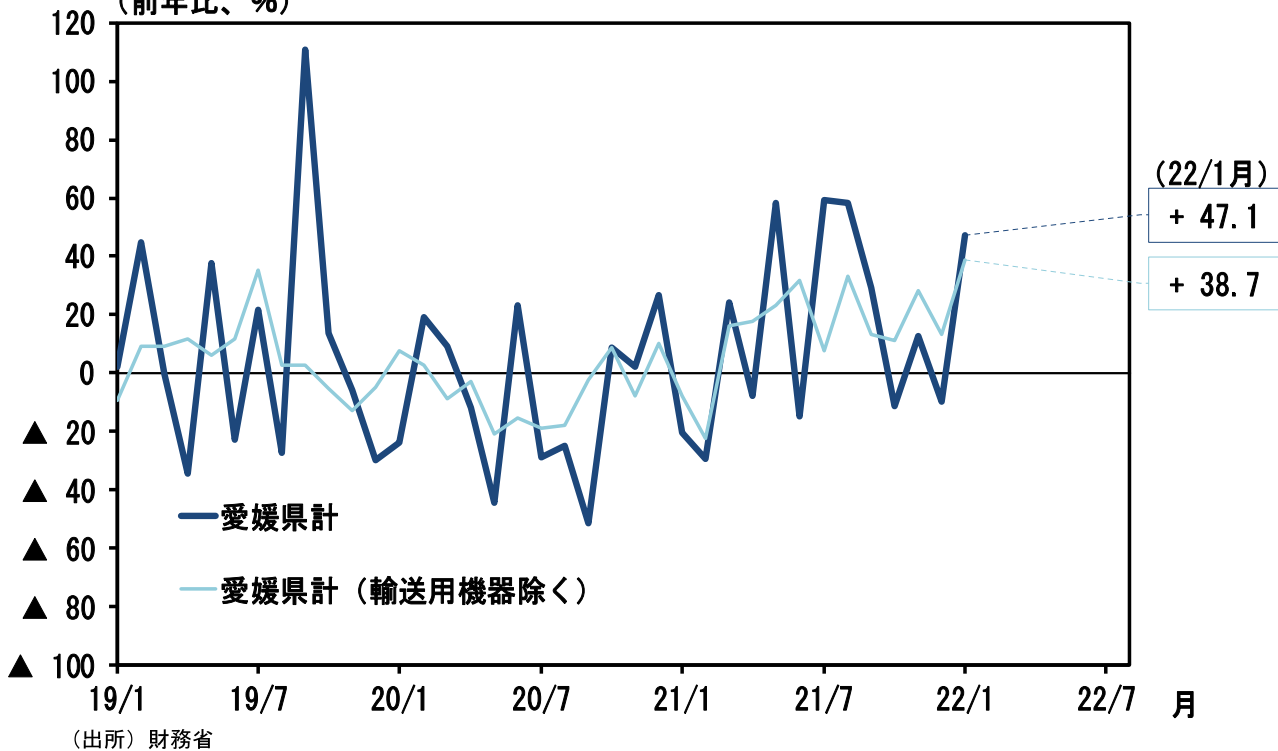
(前年比、%)



(出所) 西日本建設業保証株式会社

## ▽輸出額

(前年比、%)



## ▽設備投資額(含む土地投資額)

愛媛県短観

(前年度比、%)

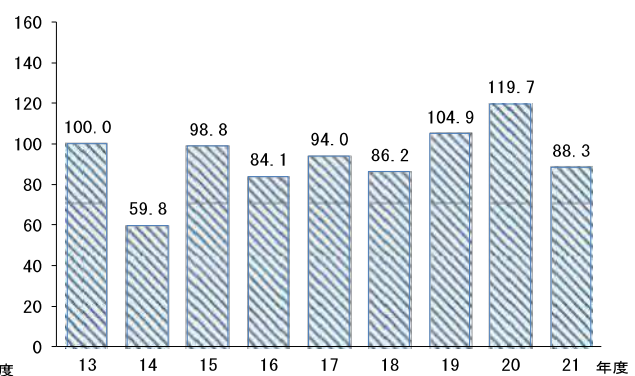
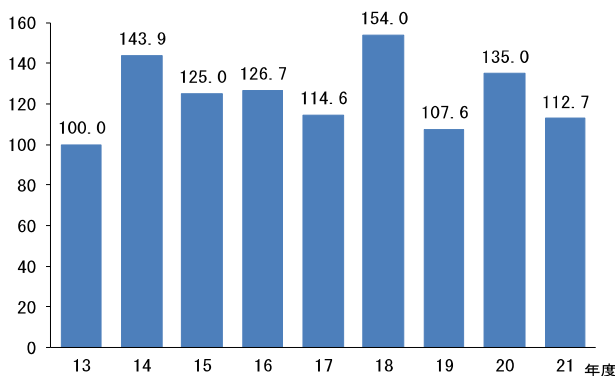
		19年度	20年度	21年度
全規模	全産業	▲30.1	+25.4	▲16.5
	製造業	▲26.5	+14.6	0.0
	非製造業	▲38.1	+54.7	▲49.8

全規模

中堅・中小

(13年度実績=100)

(13年度実績=100)

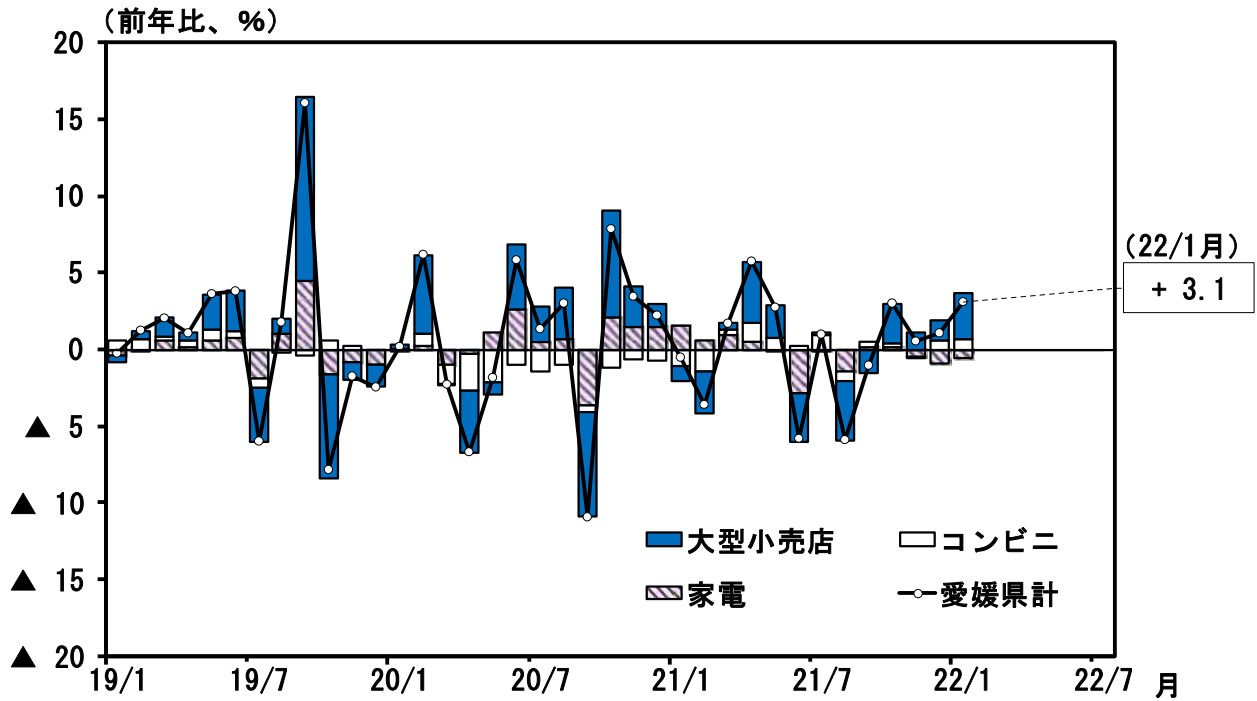


(注) 13~20年度は実績値。21年度は21/12月時点の計画値。

(出所) 日本銀行松山支店

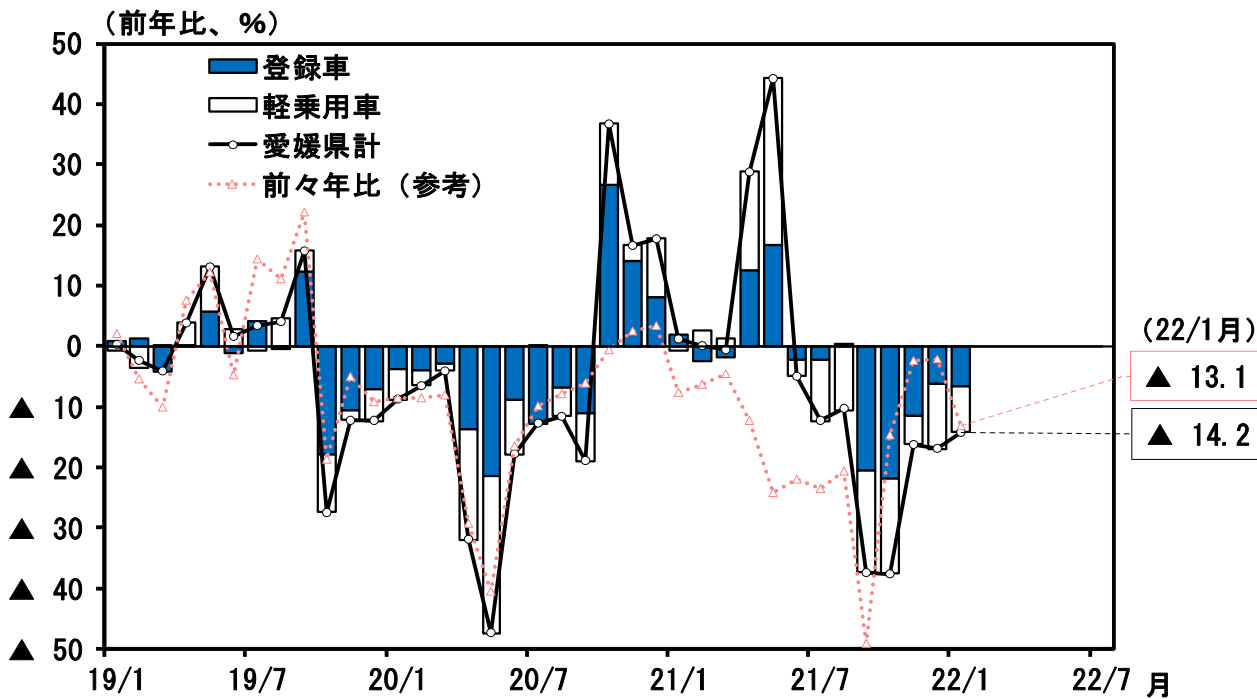


## ▽大型小売店等の販売額



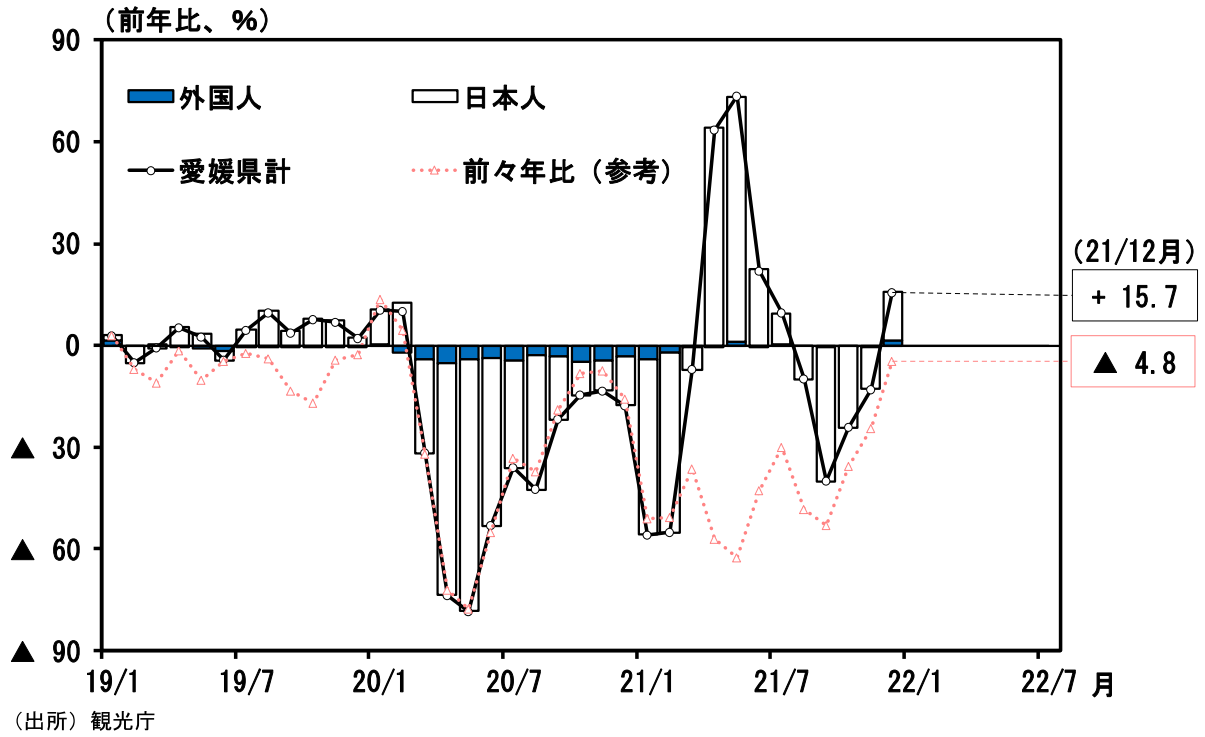
(注) 大型小売店は百貨店、スーパー、ホームセンター等。リンク計数を用いて当店算出。  
(出所) 経済産業省

## ▽新車登録・届出台数

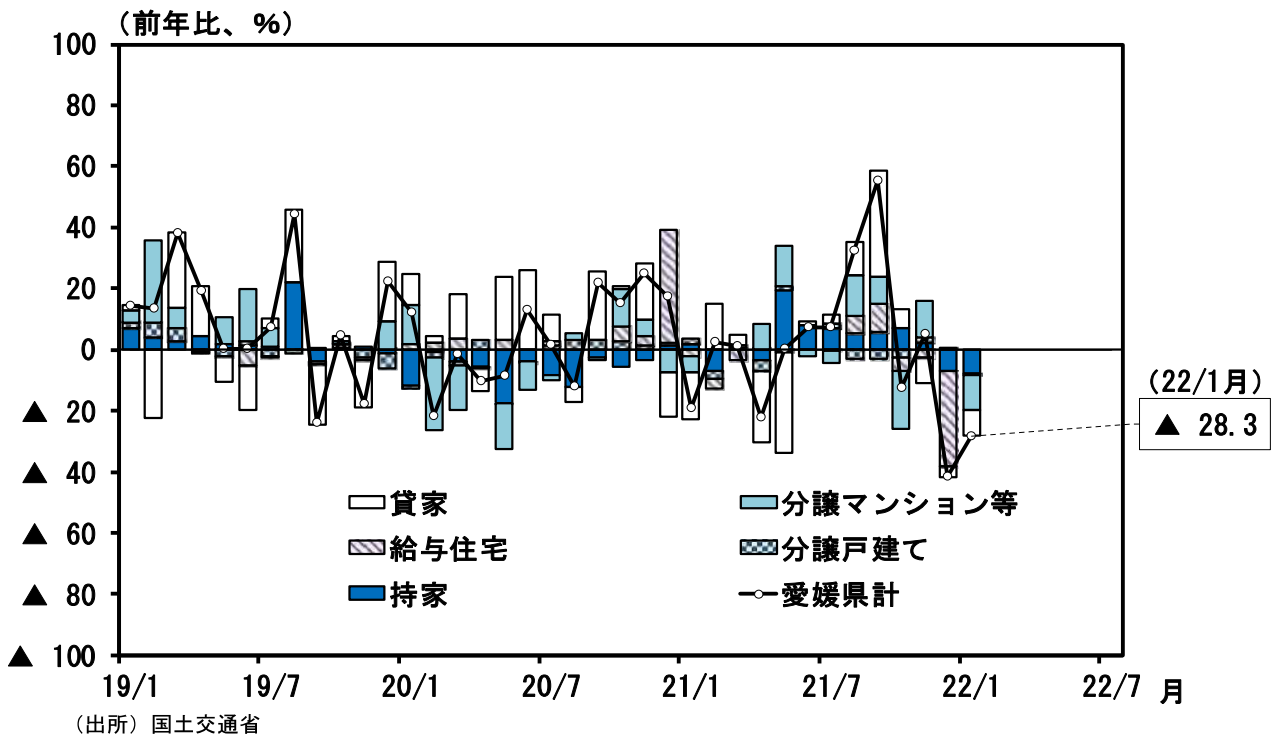


(出所) 四国運輸局

## ▽延べ宿泊者数

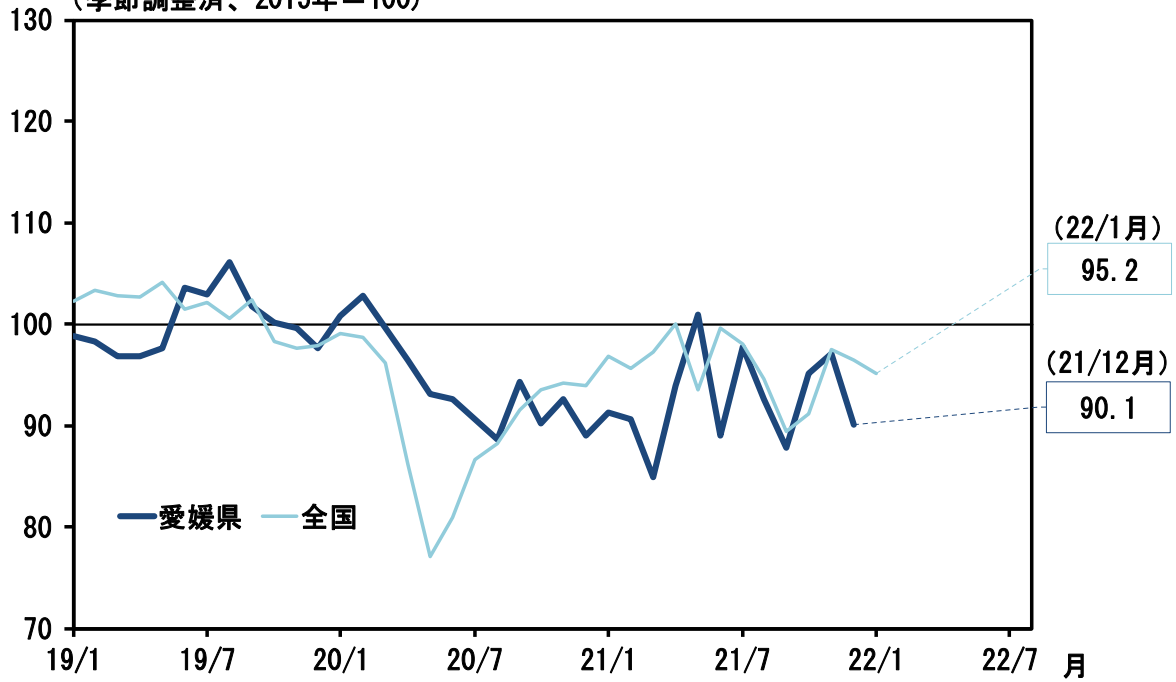


## ▽新設住宅着工戸数



## ▽鉱工業生産指数

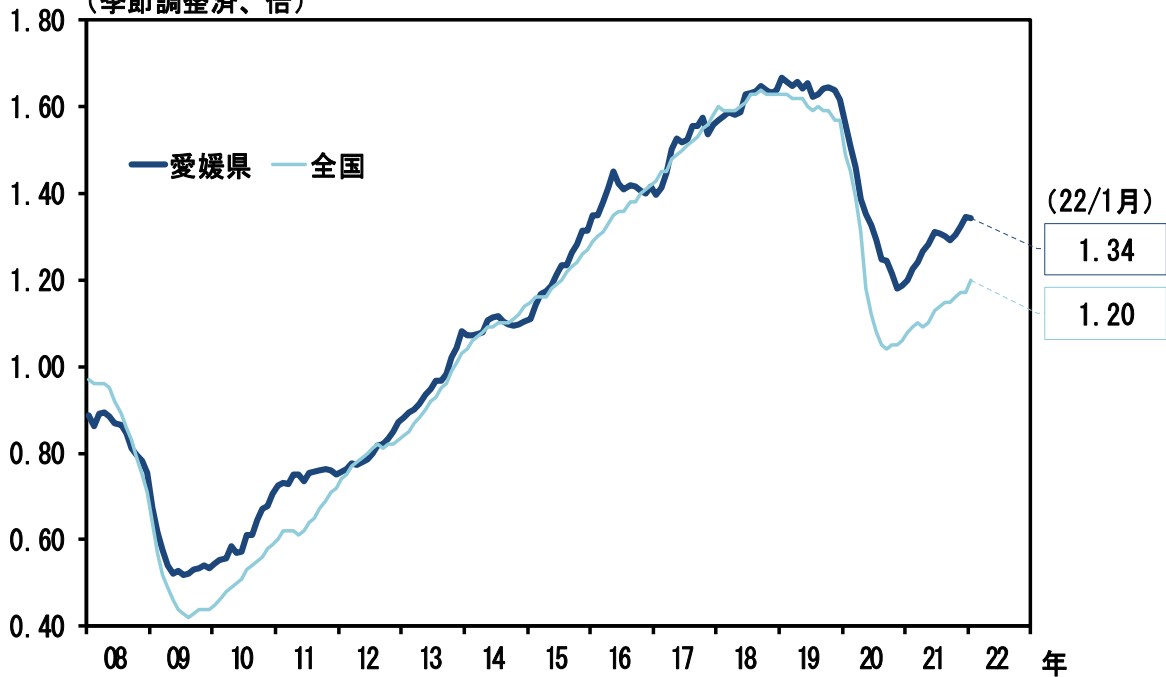
(季節調整済、2015年=100)



(出所) 愛媛県、経済産業省

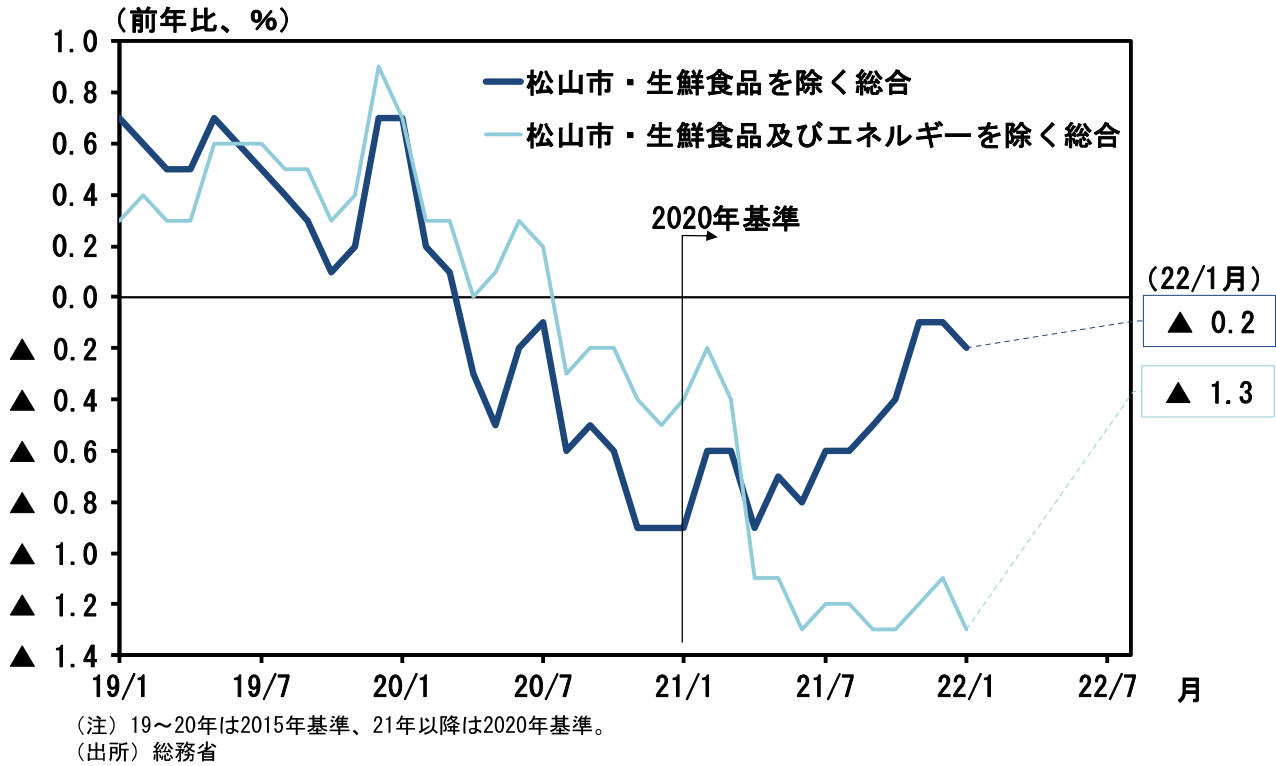
## ▽有効求人倍率

(季節調整済、倍)

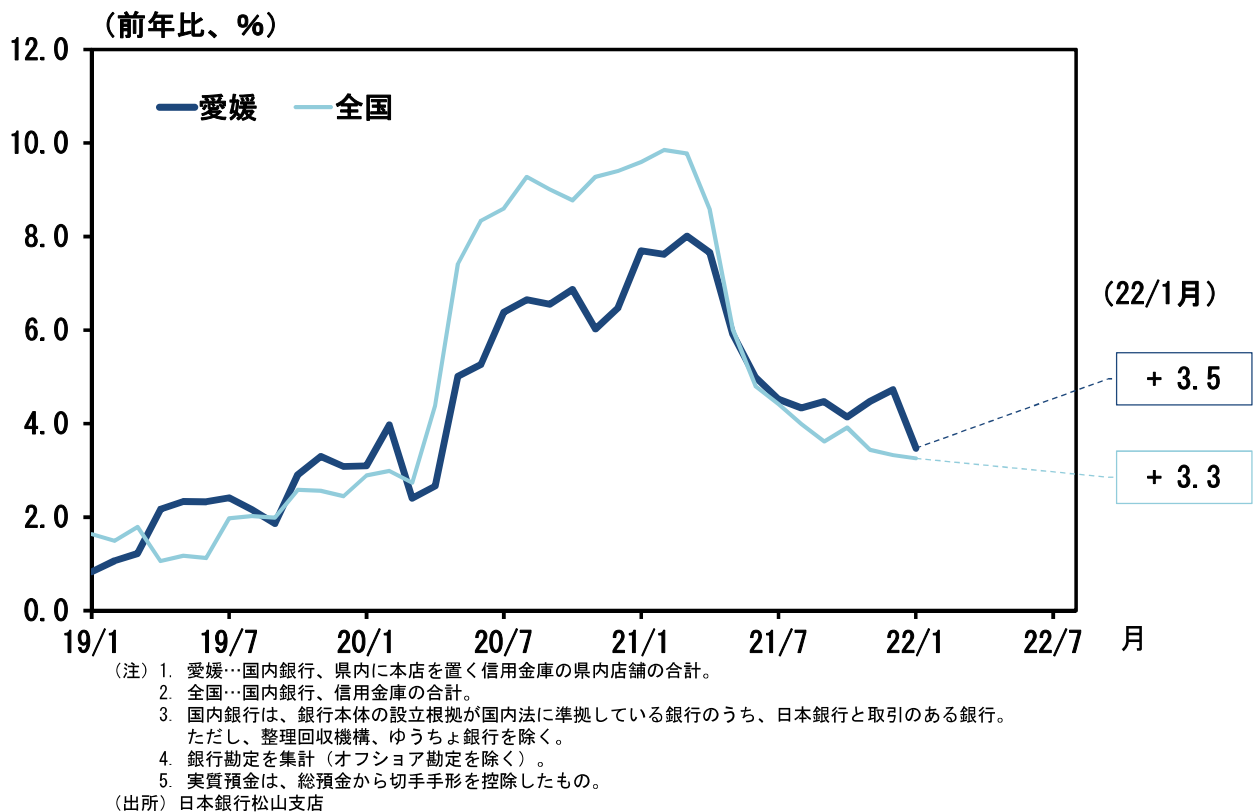


(出所) 愛媛労働局、厚生労働省

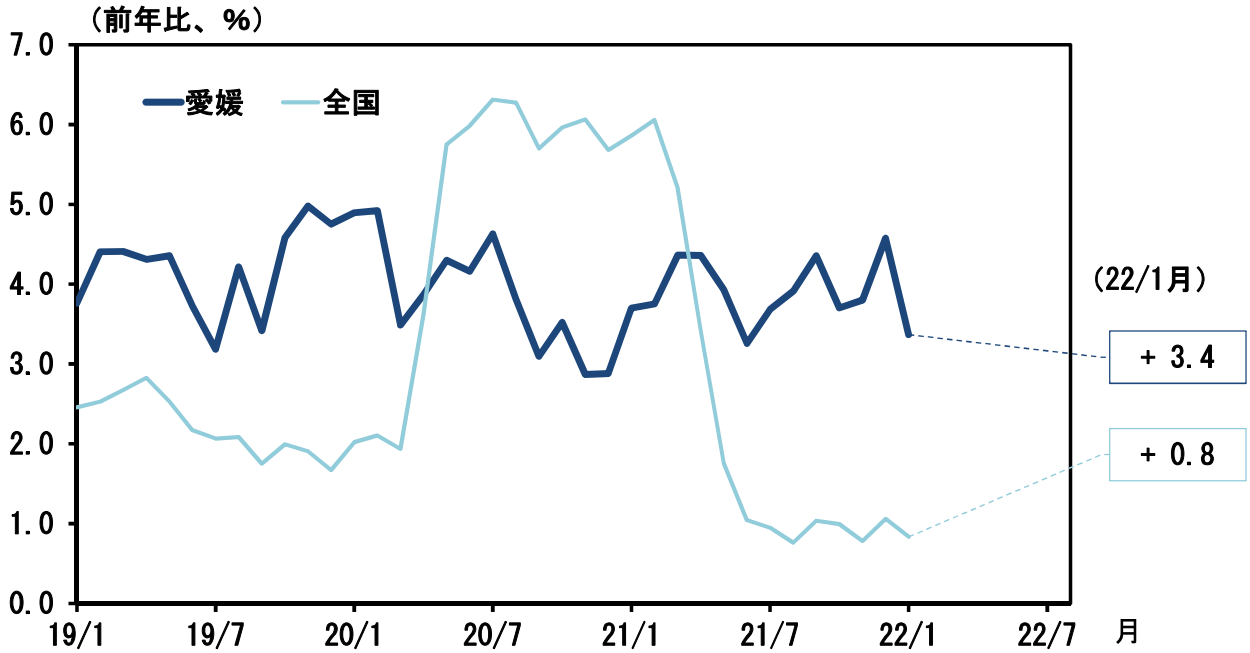
## ▽消費者物価指数



## ▽実質預金(月末残高)

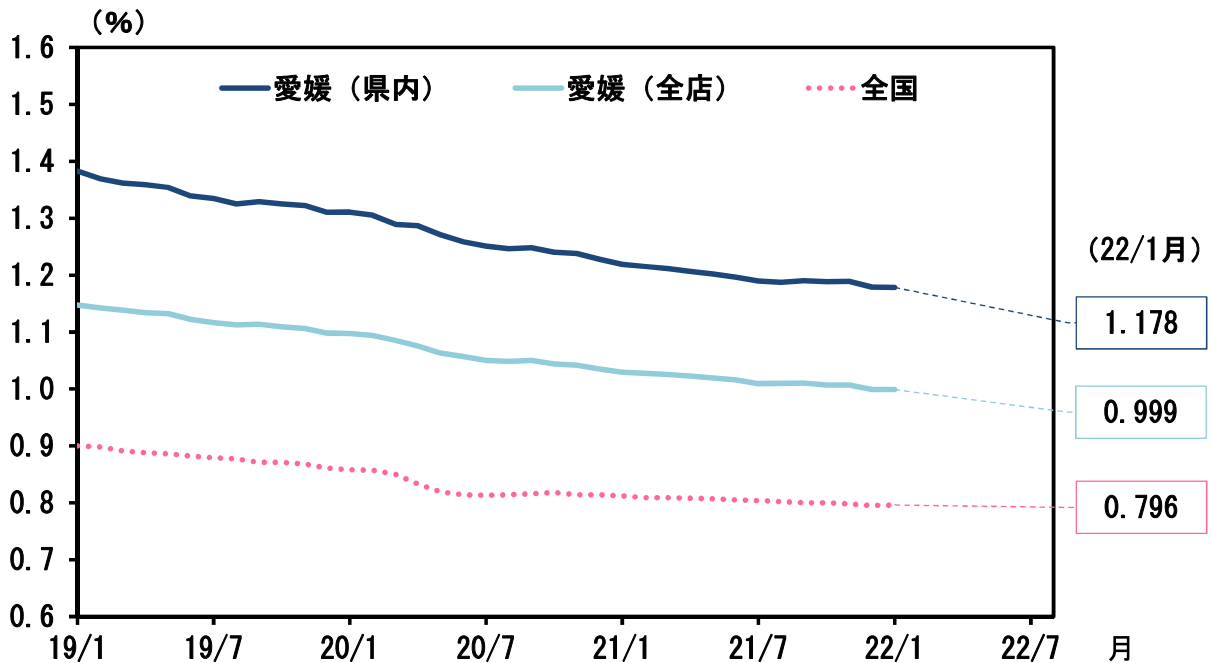


## ▽貸出金(月末残高)



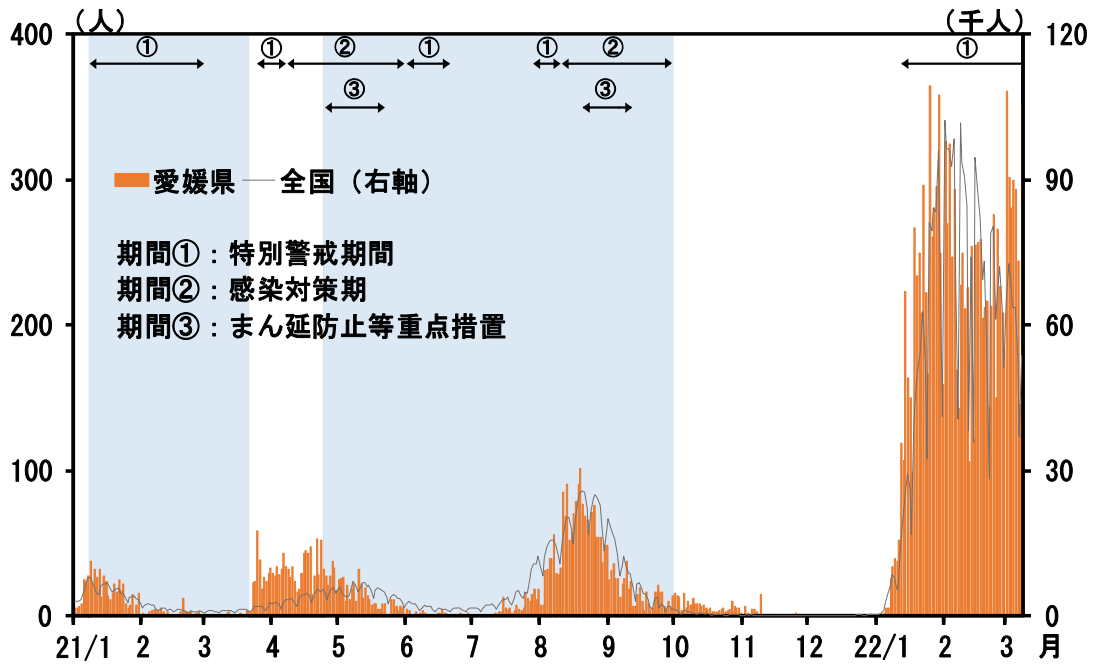
- (注) 1. 愛媛…国内銀行、県内に本店を置く信用金庫の県内店舗の合計。  
 2. 全国…国内銀行、信用金庫の合計。  
 3. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。  
 4. 銀行勘定を集計（オフショア勘定、中央政府向け貸出を除く）。  
 (出所) 日本銀行松山支店

## ▽貸出約定平均金利(ストック)



- (注) 1. 愛媛(県内)…県内に本店を置く、国内銀行と信用金庫の県内店舗分。  
 2. 愛媛(全店)…県内に本店を置く、国内銀行と信用金庫の全店舗分(県外店舗を含む)。  
 3. 全国…国内銀行分。  
 4. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。  
 5. 貸出約定平均金利は、貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの。  
 (出所) 日本銀行、日本銀行松山支店

## (参考) 愛媛県の感染者数



(注) 直近は3/8日。

シャドーはいずれかの都道府県で緊急事態宣言が発出されている期間。

(出所) 厚生労働省

愛媛労働局発表  
令和4年3月4日(金)

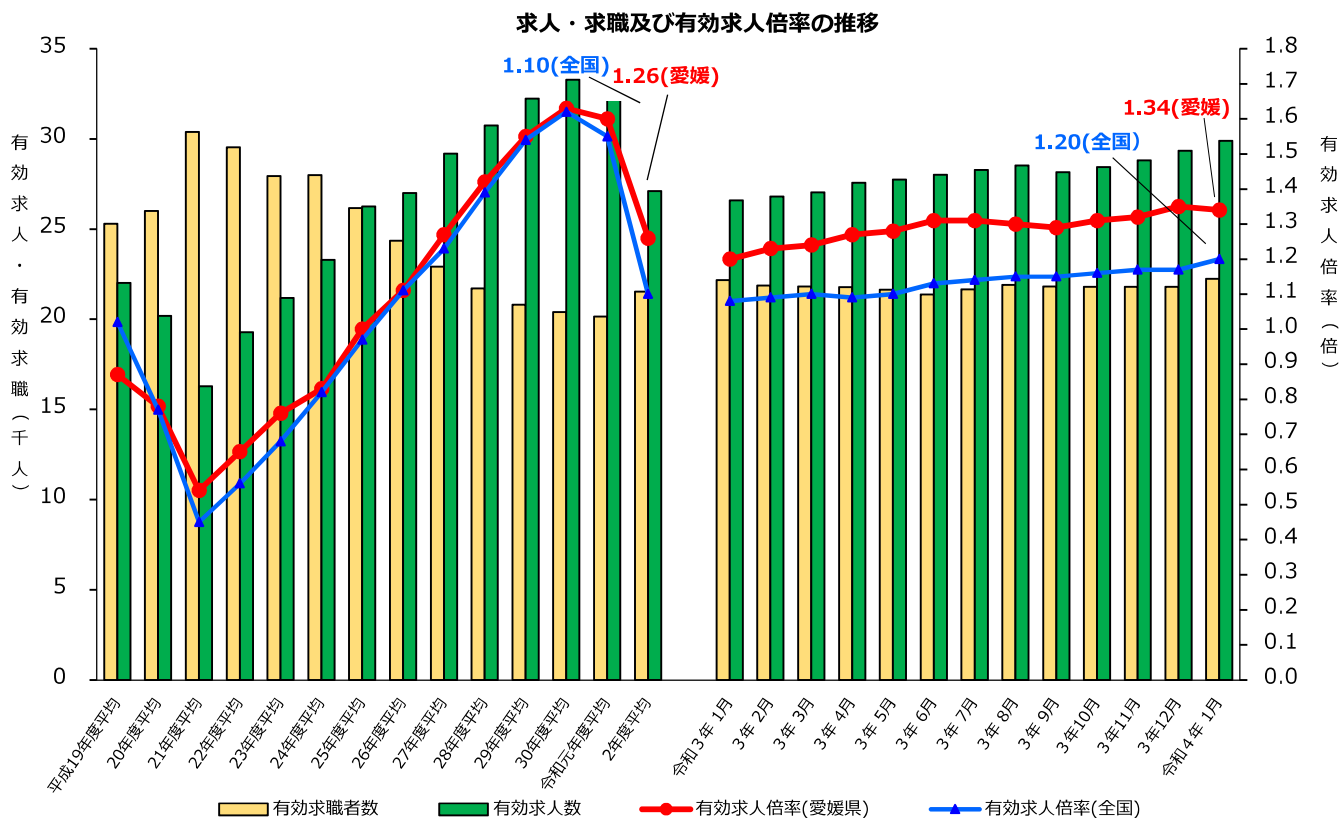
担当	愛媛労働局職業安定部職業安定課		
	課長	梶 浩	
	課長補佐	松友 庸治	
	地方労働市場情報官	須合 久	
	電話	089-943-5221	

**管内の雇用失業情勢（令和4年1月分）について**  
**— 有効求人倍率は1.34倍(季節調整値) —**  
**前月比0.01ポイント低下**

愛媛労働局では、公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況をとりまとめ、求人倍率等の指標を作成し毎月公表しています。

◀ポイント▶

- 有効求人倍率（季節調整値）は、1.34倍で前月比0.01ポイント低下した。  
正社員求人倍率（原数値）は、1.16倍で前年同月比0.13ポイント上昇した。
- 地域別の有効求人倍率（原数値）は、東・中・南予の全地域で前年同月を上回った。  
東予地域は1.60倍、中予地域は1.36倍、南予地域は1.62倍となった。
- 新規求人数（原数値）は、前年同月比で8か月連続増加した。  
主な産業別では、「製造業」（46.0%増）、「サービス業」（35.9%増）、「宿泊業、飲食サービス業」（13.1%増）、「建設業」（8.4%増）、「医療、福祉」（5.2%増）、「卸売業、小売業」（4.6%増）で前年同月を上回ったが、「運輸業、郵便業」（2.7%減）で前年同月を下回った。
- 新規求職者数（原数値）は、前年同月比で3か月連続増加した。



(注) 1. 月別の有効求職者数、有効求人数、有効求人倍率は季節調整値。なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。

2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

## 管内の雇用失業情勢(令和4年1月分)概要

### I 主要指標

#### 1 求人倍率 [資料P11.13]

項目	令和4年1月	前月差	ポイント	(前月差)
有効求人倍率	1.34 倍	▲ 0.01 p	前月差で4か月ぶり低下	
有効求人	29,897	1.9 %	前月比で4か月連続増加	555
有効求職	22,239	2.0 %	前月比で3か月連続増加	444
新規求人倍率	2.18 倍	▲ 0.19 p	前月差で5か月ぶり低下	
新規求人	10,674	0.6 %	前月比で2か月ぶり増加	60
新規求職	4,887	9.2 %	前月比で2か月ぶり増加	411

(注) 数値は季節調整値

#### 【正社員求人】 [資料P7]

項目	令和4年1月	前年同月差	ポイント
正社員有効求人倍率	1.16 倍	0.13 p	前年同月差で8か月連続上昇

#### 【地域別】 [資料P8.9]

項目	令和4年1月	前年同月差	ポイント
東 予	1.60 倍	0.18 p	前年同月差で6か月連続上昇
中 予	1.36 倍	0.13 p	前年同月差で8か月連続上昇
南 予	1.62 倍	0.25 p	前年同月差で8か月連続上昇

#### 2 求人 [資料P4.5.10]

項目	令和4年1月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)	
有効求人	30,749	12.8 %	前年同月比で9か月連続増加	3,482	
新規求人	11,388	12.3 %	前年同月比で8か月連続増加	1,248	
（主な産業）	建設業	829	8.4 %		64
	製造業	1,378	46.0 %		434
	運輸業, 郵便業	539	▲ 2.7 %		▲ 15
	卸売業, 小売業	1,457	4.6 %		64
	宿泊業, 飲食サービス業	536	13.1 %		62
	医療, 福祉	3,204	5.2 %		159
	サービス業	1,680	35.9 %		444

#### 【一般・パート別(有効求人)状況]

一般求人は前年同月比14.8%増加、パート求人は前年同月比9.3%増加となった。



### 3 求 職 [資料 P 10]

項 目	令和4年1月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
有 効 求 職	20,996	0.4 %	前年同月比で5か月ぶり増加	82
新 規 求 職	5,097	12.9 %	前年同月比で3か月連続増加	583

#### [態様別(常用新規求職者(パートを除く))状況] [資料 P 6]

項 目	令和4年1月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
在 職 者	1,071	20.1 %	前年同月比で11か月連続増加	179
離 職 者	1,865	2.0 %	前年同月比で3か月連続増加	37
事業主都合離職者	338	▲ 17.2 %	前年同月比で10か月連続減少	▲ 70
自己都合離職者	1,426	6.9 %	前年同月比で6か月連続増加	92
無 業 者	253	62.2 %	前年同月比で2か月ぶり増加	97

#### [一般・パート別(有効求職)状況]

一般求職者は前年同月比1.0%減少、パート求職者は前年同月比2.5%増加となった。

### 4 就 職 [資料 P 10]

項 目	令和4年1月	前年同月(期)比	ポイント	(前年同月差)	
当 月	就 職 件 数	1,267	4.5 %	前年同月比で2か月連続増加	54
	就 職 率	24.9 %	▲ 2.0 p	前年同月差で4か月連続低下	
累 計 (4~1月)	就 職 件 数	14,269	4.8 %	前年同月比で増加	651
	就 職 率	31.6 %	0.1 p	前年同期比で上昇	

### 5 雇用保険関係

項 目	令和4年1月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
受給資格決定件数(一般)	※ 1,231	▲ 8.7 %	前年同月比で2か月ぶり減少	▲ 118
受給者実人員	4,243	▲ 6.8 %	前年同月比で6か月連続減少	▲ 310
月末現在雇用保険被保険者数	401,655	▲ 0.8 %	前年同月比で16か月連続減少	▲ 3,067

※受給資格決定件数(一般)は、速報値のため修正があり得る。

## II 雇用失業情勢判断

雇用情勢は、厳しさが残るものの、緩やかに持ち直している。

今後も新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要がある。

愛媛労働局では、高年齢者、就職氷河期世代、女性、障害者等の多様な人材の活躍促進、人材育成、人手不足対策に取り組む。特に、少子高齢化、若年者の県外への流出など労働力人口の減少が進む中で、年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会を実現するために再就職支援や就業機会の確保を強化する。

※ 令和4年2月分の求人倍率の公表予定日

・愛媛県内分(愛媛労働局取りまとめ) - 3月29日(火) ・全 国 分(厚生労働省取りまとめ) - 3月29日(火)

## 産業別新規求人への動向

令和4年1月

産業分類	3年	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年	年度合計
	1月												1月	(対前年度比)
農 林 漁 業	68	43	112	94	49	110	93	133	172	147	117	82	71	1,068
	▲ 50.0	▲ 10.4	64.7	67.9	▲ 15.5	18.3	▲ 15.5	38.5	▲ 8.0	33.6	60.3	22.4	4.4	16.3
鉱業、砕石業、砂利採取業	8	6	1	4	7	3	4	0	5	8	5	4	11	51
	700.0	20.0	—	▲ 20.0	250.0	200.0	300.0	▲ 100.0	—	300.0	▲ 16.7	300.0	37.5	54.5
建 設 業	765	997	910	727	905	1,002	727	883	1,054	837	893	859	829	8,716
	▲ 5.0	27.2	30.6	▲ 5.2	10.4	10.2	▲ 3.8	13.4	22.0	▲ 7.1	19.7	11.0	8.4	7.9
製 造 業	944	1,073	1,119	1,055	951	1,136	1,104	970	1,276	1,260	1,303	1,202	1,378	11,635
	▲ 20.7	▲ 16.4	▲ 14.4	5.9	▲ 13.5	14.5	29.4	4.1	16.6	25.6	40.6	27.2	46.0	18.9
食料品製造業	172	188	226	232	168	238	254	135	295	289	176	244	344	2,375
	▲ 41.5	▲ 6.5	▲ 3.8	65.7	▲ 19.6	22.1	51.2	▲ 35.1	17.5	24.6	▲ 11.6	31.9	100.0	21.2
繊維工業	115	108	99	123	111	109	82	89	114	142	112	108	141	1,131
	▲ 26.3	0.9	▲ 23.3	▲ 27.6	20.7	3.8	▲ 10.9	61.8	1.8	23.5	33.3	21.3	22.6	9.9
パルプ・紙・紙加工品製造業	126	111	156	112	101	129	125	142	104	142	178	151	113	1,297
	▲ 0.8	▲ 35.8	▲ 3.7	▲ 28.7	▲ 12.9	▲ 5.8	9.6	63.2	▲ 25.7	43.4	122.5	4.1	▲ 10.3	8.0
金属製品製造業	70	115	108	82	76	123	93	79	111	94	113	105	128	1,004
	▲ 36.9	25.0	▲ 24.5	6.5	▲ 2.6	25.5	12.0	▲ 8.1	16.8	28.8	11.9	50.0	82.9	20.8
はん用機械器具製造業	59	77	66	45	67	86	52	66	69	83	67	51	62	648
	7.3	▲ 36.4	24.5	▲ 11.8	▲ 28.0	95.5	26.8	▲ 17.5	25.5	69.4	▲ 2.9	0.0	5.1	9.5
生産用機械器具製造業	59	66	98	73	68	83	58	78	102	59	99	113	80	813
	25.5	29.4	21.0	21.7	94.3	59.6	31.8	85.7	121.7	▲ 25.3	219.4	24.2	35.6	50.8
電気機械器具製造業	33	26	53	20	38	41	20	23	54	33	159	53	44	485
	▲ 25.0	▲ 55.9	▲ 3.6	▲ 57.4	▲ 28.3	▲ 2.4	▲ 47.4	▲ 30.3	68.8	▲ 10.8	488.9	60.6	33.3	29.3
輸送用機械器具製造業	165	151	117	184	118	162	211	130	176	183	157	168	212	1,701
	▲ 10.3	▲ 35.7	▲ 44.3	0.5	▲ 49.1	14.1	49.6	▲ 29.3	9.3	4.0	24.6	63.1	28.5	5.5
電気・ガス・熱供給・水道業	13	1	3	19	5	1	7	3	3	5	4	3	11	61
	116.7	▲ 96.3	▲ 70.0	171.4	25.0	▲ 95.0	▲ 22.2	0.0	▲ 81.3	▲ 28.6	33.3	▲ 40.0	▲ 15.4	▲ 29.9
情報通信業	149	65	146	150	110	141	118	87	143	109	88	181	106	1,233
	40.6	▲ 55.2	128.1	102.7	▲ 26.2	78.5	31.1	70.6	▲ 9.5	▲ 2.7	▲ 31.3	16.0	▲ 28.9	7.6
運輸業、郵便業	554	537	485	470	413	512	452	604	512	533	579	461	539	5,075
	▲ 22.3	▲ 3.8	28.6	▲ 15.6	▲ 36.9	34.7	▲ 3.4	▲ 0.3	12.8	▲ 14.4	1.6	13.5	▲ 2.7	▲ 3.7
卸売業、小売業	1,393	1,537	1,230	1,229	1,345	1,419	1,324	1,385	1,456	1,335	1,290	1,203	1,457	13,443
	▲ 9.4	▲ 7.3	▲ 4.2	▲ 1.2	2.8	20.7	11.6	0.1	▲ 3.6	0.6	▲ 6.1	▲ 0.5	4.6	2.5
金融業、保険業	106	70	109	86	72	105	94	54	111	101	89	99	112	923
	1.0	▲ 9.1	▲ 12.1	▲ 4.4	▲ 25.0	▲ 19.8	1.1	▲ 29.9	▲ 13.3	12.2	▲ 8.2	▲ 13.9	5.7	▲ 9.8
不動産業、物品賃借業	89	95	77	126	85	55	66	85	79	119	152	64	68	899
	▲ 28.2	0.0	▲ 3.8	117.2	19.7	▲ 15.4	▲ 5.7	21.4	▲ 8.1	20.2	81.0	▲ 15.8	▲ 23.6	17.1
学術研究、専門・技術サービス業	310	281	310	331	224	300	373	237	283	356	259	181	285	2,829
	▲ 21.9	21.1	2.3	▲ 9.1	12.0	▲ 13.8	▲ 11.6	11.3	▲ 9.0	▲ 15.4	▲ 12.8	▲ 31.4	▲ 8.1	▲ 10.2
宿泊業、飲食サービス業	474	379	693	422	305	405	553	424	415	597	710	515	536	4,882
	▲ 34.8	▲ 40.0	28.1	45.0	▲ 8.1	▲ 17.3	23.7	12.2	▲ 36.7	13.5	52.0	34.1	13.1	9.8
宿 泊 業	60	87	169	95	72	90	112	114	119	124	189	134	123	1,172
	▲ 62.0	▲ 48.5	17.4	63.8	157.1	▲ 1.1	103.6	▲ 5.0	▲ 7.0	15.9	13.2	54.0	105.0	30.1
飲食サービス業	414	292	524	327	233	315	441	310	296	473	521	381	413	3,710
	▲ 27.2	▲ 36.9	32.0	40.3	▲ 23.4	▲ 21.1	12.5	20.2	▲ 43.9	12.9	73.7	28.3	▲ 0.2	4.7
生活関連サービス業、娯楽業	332	353	305	349	320	288	375	247	332	411	278	293	485	3,378
	▲ 39.5	4.4	▲ 18.7	8.7	31.1	2.5	▲ 9.4	▲ 25.4	8.9	23.8	▲ 2.1	9.3	46.1	8.5
教育、学習支援業	153	112	149	92	85	129	79	60	100	117	80	165	109	1,016
	15.0	▲ 7.4	35.5	▲ 19.3	49.1	26.5	▲ 16.0	▲ 18.9	▲ 10.7	▲ 18.2	11.1	36.4	▲ 28.8	▲ 2.5
医 療 福 祉	3,045	3,107	3,055	2,870	2,943	2,970	2,893	3,114	2,919	2,988	3,226	2,831	3,204	29,958
	▲ 6.4	▲ 9.7	15.1	3.6	▲ 0.9	9.3	0.7	0.5	3.7	0.3	8.9	▲ 0.5	5.2	3.0
医 療 業	1,012	876	1,037	994	878	976	941	924	995	1,017	973	930	1,113	9,741
	▲ 19.3	▲ 10.5	25.1	10.7	▲ 2.0	16.1	1.8	1.2	18.6	3.5	3.2	10.8	10.0	7.2
社会保険・社会福祉・介護事業	1,972	2,223	1,992	1,843	2,054	1,982	1,913	2,167	1,914	1,948	2,236	1,888	2,031	19,976
	1.9	▲ 9.2	10.5	▲ 0.8	▲ 0.5	6.0	▲ 0.9	▲ 0.1	▲ 2.7	▲ 1.2	11.3	▲ 5.2	3.0	0.9
複 合 サービス 事 業	91	62	58	161	88	49	64	108	54	192	58	33	89	896
	21.3	▲ 45.6	▲ 30.1	130.0	▲ 50.3	▲ 34.7	▲ 15.8	▲ 7.7	▲ 21.7	▲ 15.4	▲ 40.2	▲ 23.3	▲ 2.2	▲ 14.0
サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)	1,236	1,163	1,056	1,187	1,183	1,422	1,276	1,102	1,254	1,817	1,605	1,342	1,680	13,868
	0.0	▲ 2.5	▲ 18.2	37.4	14.3	▲ 6.5	0.8	5.7	2.4	21.6	37.1	21.9	35.9	16.0
職業紹介・労働者派遣業	473	437	346	499	441	495	512	514	612	782	758	638	659	5,910
	▲ 3.9	▲ 4.0	▲ 44.2	37.5	▲ 0.9	▲ 29.2	▲ 16.6	14.0	20.0	5.2	44.1	53.0	39.3	12.8
公務(他に分類されるものを除く)・その他	410	461	252	178	158	158	109	134	121	162	317	405	418	2,160
	▲ 50.1	2.0	▲ 17.6	▲ 8.2	▲ 25.5	▲ 43.6	▲ 27.8	16.5	▲ 26.2	24.6	▲ 36.0	24.6	2.0	▲ 12.8
合 計	10,140	10,342	10,070	9,550	9,248	10,205	9,711	9,630	10,289	11,094	11,053	9,923	11,388	102,091
	▲ 14.9	▲ 7.7	4.1	8.0	▲ 2.6	5.6	3.6	2.7	1.3	5.4	12.2	9.0	12.3	5.8

(注) 1 上段：新規求人数(原数値、パートを含む。)、下段：新規求人の対前年度比。  
2 産業分類は、平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」によるものである。

安定所別・主要産業別新規求人への動向  
( 令和4年1月対前年増減数 )

	松山		今治		新居浜		西条		四国中央		八幡浜		宇和島		大洲		県計						
	4年 1月	3年 1月	4年 1月	3年 1月	4年 1月	3年 1月	4年 1月	3年 1月	4年 1月	3年 1月	4年 1月	3年 1月	4年 1月	3年 1月	4年 1月	3年 1月	4年 1月	3年 1月	4年 1月				
農, 林, 漁業	11	13	▲2	4	2	2	▲3	8	8	0	2	19	15	4	22	24	▲2	4	0	4	71	68	3
鉱業, 採石業, 砂利採取業	5	0	5	4	8	▲4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	8	3
建設業	371	328	43	88	107	▲19	95	48	87	▲39	62	25	35	▲10	69	49	20	67	38	29	829	765	64
製造業	387	213	174	317	274	43	105	184	116	68	162	56	54	2	119	40	79	48	32	16	1,378	944	434
電気・ガス, 熱供給・水道業	3	5	▲2	1	2	▲1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	2	▲2	0	1	▲1	11	13	▲2
情報通信業	91	126	▲35	4	1	3	2	0	0	0	8	1	1	0	0	18	▲18	0	0	0	106	149	▲43
運輸業, 郵便業	202	228	▲26	43	67	▲24	122	26	29	▲3	62	25	28	▲3	50	43	7	9	22	▲13	539	554	▲15
卸売業, 小売業	774	755	19	96	84	12	111	102	88	14	83	97	89	8	146	89	57	48	41	7	1,457	1,393	64
金融業, 保険業	68	51	17	30	37	▲7	0	2	2	0	2	0	0	0	9	5	4	1	0	1	112	106	6
不動産業, 物品賃借業	35	59	▲24	13	2	11	6	0	1	▲1	6	0	0	0	7	3	4	1	1	0	68	89	▲21
学術研究, 専門, 技術サービス業	191	198	▲7	16	21	▲5	36	3	7	▲4	11	5	7	▲2	13	15	▲2	10	22	▲12	285	310	▲25
宿泊業, 飲食サービス業	250	279	▲29	23	28	▲5	35	30	18	12	47	28	8	20	48	41	7	75	16	59	536	474	62
生活関連サービス 業, 娯楽業	279	204	75	20	11	9	100	25	22	3	15	25	16	9	14	28	▲14	7	4	3	485	332	153
教育, 学習支援業	84	125	▲41	7	6	1	3	2	2	0	2	2	1	1	4	4	0	5	8	▲3	109	153	▲44
医療, 福祉	1,748	1,721	27	370	328	42	238	172	155	17	116	203	192	11	258	166	92	99	81	18	3,204	3,045	159
医療業	479	499	▲20	186	171	15	71	86	58	28	42	105	88	17	102	54	48	42	30	12	1,113	1,012	101
社会保険・社会 福祉・介護事業	1,224	1,173	51	184	157	27	166	86	97	▲11	73	98	104	▲6	143	100	43	57	51	6	2,031	1,972	59
複合サービス事業	36	45	▲9	7	6	1	8	12	8	4	3	1	6	▲5	13	2	11	9	11	▲2	89	91	▲2
サービス業 (他に分類される 企業(他に分類される ものを除く)その他	1,132	782	350	112	58	54	169	124	57	67	34	53	21	32	22	56	▲34	34	20	14	1,680	1,236	444
212	205	7	8	6	2	26	26	40	41	▲1	11	56	41	15	45	34	11	20	29	▲9	418	410	8
合計	5,879	5,337	542	1,163	1,048	115	1,068	780	641	139	626	596	514	82	839	619	220	437	326	111	11,388	10,140	1,248

(注) パートを含む。

# 常用新規求職者離職理由別の推移

(パートを除く)

令和4年1月

愛媛労働局

	求職者計	①	②				③			
		在職者	離職者	定年	事業主都合離職者	自己都合離職者	自営	無業者	家事	その他
【月平均】 平成28年度	【3,593】 <b>43,115</b> ▲ 8.1	【1,145】 <b>13,741</b> ▲ 4.1	【2,115】 <b>25,379</b> ▲ 9.4	【53】 <b>631</b> ▲ 6.1	【470】 <b>5,641</b> ▲ 15.5	【1,543】 <b>18,512</b> ▲ 7.1	【46】 <b>555</b> ▲ 20.9	【333】 <b>3,995</b> ▲ 12.7	【45】 <b>534</b> ▲ 20.2	【288】 <b>3,461</b> ▲ 11.4
【月平均】 平成29年度	【3,321】 <b>39,847</b> ▲ 7.6	【1,083】 <b>12,990</b> ▲ 5.5	【1,924】 <b>23,092</b> ▲ 9.0	【55】 <b>655</b> 3.8	【421】 <b>5,052</b> ▲ 10.4	【1,410】 <b>16,915</b> ▲ 8.6	【36】 <b>428</b> ▲ 22.9	【314】 <b>3,765</b> ▲ 5.8	【46】 <b>549</b> 2.8	【268】 <b>3,216</b> ▲ 7.1
【月平均】 平成30年度	【3,180】 <b>38,158</b> ▲ 4.2	【1,004】 <b>12,045</b> ▲ 7.3	【1,907】 <b>22,888</b> ▲ 0.9	【60】 <b>724</b> 10.5	【414】 <b>4,967</b> ▲ 1.7	【1,395】 <b>16,738</b> ▲ 1.0	【36】 <b>435</b> 1.6	【269】 <b>3,225</b> ▲ 14.3	【37】 <b>441</b> ▲ 19.7	【232】 <b>2,784</b> ▲ 13.4
【月平均】 令和元年度	【2,966】 <b>35,591</b> ▲ 6.7	【910】 <b>10,923</b> ▲ 9.3	【1,807】 <b>21,688</b> ▲ 5.2	【56】 <b>673</b> ▲ 7.0	【374】 <b>4,484</b> ▲ 9.7	【1,344】 <b>16,133</b> ▲ 3.6	【31】 <b>368</b> ▲ 15.4	【228】 <b>2,737</b> ▲ 15.1	【32】 <b>380</b> ▲ 13.8	【196】 <b>2,357</b> ▲ 15.3
【月平均】 令和2年度	【2,761】 <b>33,136</b> ▲ 6.9	【804】 <b>9,644</b> ▲ 11.7	【1,748】 <b>20,972</b> ▲ 3.3	【50】 <b>605</b> ▲ 10.1	【449】 <b>5,383</b> 20.0	【1,219】 <b>14,627</b> ▲ 9.3	【27】 <b>327</b> ▲ 11.1	【197】 <b>2,368</b> ▲ 13.5	【33】 <b>392</b> 3.2	【165】 <b>1,976</b> ▲ 16.2
令和2年1月	<b>3,150</b> ▲ 10.2	<b>1,019</b> ▲ 14.2	<b>1,858</b> ▲ 9.0	<b>41</b> ▲ 21.2	<b>327</b> ▲ 22.7	<b>1,443</b> ▲ 5.9	<b>41</b> 24.2	<b>195</b> ▲ 29.3	<b>29</b> 3.6	<b>166</b> ▲ 33.1
2月	<b>2,882</b> ▲ 10.0	<b>999</b> ▲ 15.8	<b>1,591</b> ▲ 9.7	<b>39</b> 0.0	<b>306</b> ▲ 13.6	<b>1,218</b> ▲ 8.0	<b>27</b> ▲ 38.6	<b>224</b> ▲ 12.5	<b>37</b> 23.3	<b>187</b> ▲ 17.3
3月	<b>3,038</b> ▲ 5.6	<b>1,017</b> ▲ 9.6	<b>1,637</b> ▲ 8.3	<b>41</b> 10.8	<b>310</b> ▲ 11.7	<b>1,244</b> ▲ 8.5	<b>39</b> 8.3	<b>287</b> ▲ 6.5	<b>29</b> ▲ 9.4	<b>258</b> ▲ 6.2
令和2年4月	<b>3,698</b> ▲ 8.7	<b>696</b> ▲ 22.8	<b>2,703</b> ▲ 6.0	<b>163</b> ▲ 19.7	<b>863</b> 11.5	<b>1,646</b> ▲ 11.2	<b>28</b> ▲ 28.2	<b>242</b> ▲ 12.0	<b>43</b> 19.4	<b>199</b> ▲ 16.7
5月	<b>2,580</b> ▲ 18.8	<b>592</b> ▲ 33.9	<b>1,761</b> ▲ 12.9	<b>53</b> ▲ 5.4	<b>462</b> ▲ 2.7	<b>1,209</b> ▲ 17.1	<b>34</b> 6.3	<b>184</b> ▲ 29.0	<b>24</b> ▲ 31.4	<b>160</b> ▲ 28.6
6月	<b>2,807</b> ▲ 0.9	<b>785</b> ▲ 9.2	<b>1,761</b> 0.9	<b>41</b> ▲ 4.7	<b>465</b> 28.5	<b>1,225</b> ▲ 6.6	<b>27</b> 0.0	<b>209</b> ▲ 6.3	<b>30</b> 0.0	<b>179</b> ▲ 7.3
7月	<b>2,793</b> ▲ 11.2	<b>787</b> ▲ 17.8	<b>1,826</b> ▲ 6.5	<b>54</b> 12.5	<b>486</b> 20.0	<b>1,255</b> ▲ 13.9	<b>29</b> ▲ 23.7	<b>180</b> ▲ 23.1	<b>28</b> 33.3	<b>152</b> ▲ 28.6
8月	<b>2,556</b> ▲ 9.8	<b>804</b> ▲ 10.8	<b>1,591</b> ▲ 4.7	<b>39</b> ▲ 18.8	<b>331</b> 17.0	<b>1,198</b> ▲ 8.6	<b>20</b> ▲ 25.9	<b>161</b> ▲ 38.8	<b>24</b> ▲ 25.0	<b>137</b> ▲ 40.7
9月	<b>2,777</b> ▲ 2.4	<b>820</b> ▲ 4.4	<b>1,760</b> 0.1	<b>40</b> 29.0	<b>534</b> 56.6	<b>1,161</b> ▲ 14.3	<b>22</b> ▲ 24.1	<b>197</b> ▲ 14.0	<b>33</b> ▲ 32.7	<b>164</b> ▲ 8.9
10月	<b>2,878</b> ▲ 1.5	<b>790</b> ▲ 7.4	<b>1,845</b> ▲ 1.4	<b>39</b> ▲ 25.0	<b>507</b> 25.5	<b>1,268</b> ▲ 8.8	<b>30</b> 36.4	<b>243</b> 22.7	<b>45</b> 104.5	<b>198</b> 12.5
11月	<b>2,235</b> ▲ 9.7	<b>693</b> ▲ 14.3	<b>1,372</b> ▲ 6.6	<b>22</b> ▲ 29.0	<b>315</b> 18.4	<b>1,012</b> ▲ 11.5	<b>21</b> ▲ 12.5	<b>170</b> ▲ 13.7	<b>25</b> ▲ 28.6	<b>145</b> ▲ 10.5
12月	<b>2,072</b> ▲ 7.5	<b>729</b> ▲ 13.8	<b>1,187</b> ▲ 4.4	<b>35</b> ▲ 12.5	<b>278</b> 20.3	<b>847</b> ▲ 10.6	<b>27</b> 17.4	<b>156</b> 2.0	<b>34</b> 36.0	<b>122</b> ▲ 4.7
令和3年1月	<b>2,876</b> ▲ 8.7	<b>892</b> ▲ 12.5	<b>1,828</b> ▲ 1.6	<b>48</b> 17.1	<b>408</b> 24.8	<b>1,334</b> ▲ 7.6	<b>34</b> ▲ 17.1	<b>156</b> ▲ 20.0	<b>36</b> 24.1	<b>120</b> ▲ 27.7
2月	<b>2,760</b> ▲ 4.2	<b>986</b> ▲ 1.3	<b>1,588</b> ▲ 0.2	<b>36</b> ▲ 7.7	<b>345</b> 12.7	<b>1,186</b> ▲ 2.6	<b>18</b> ▲ 33.3	<b>186</b> ▲ 17.0	<b>37</b> 0.0	<b>149</b> ▲ 20.3
3月	<b>3,104</b> 2.2	<b>1,070</b> 5.2	<b>1,750</b> 6.9	<b>35</b> ▲ 14.6	<b>389</b> 25.5	<b>1,286</b> 3.4	<b>37</b> ▲ 5.1	<b>284</b> ▲ 1.0	<b>33</b> 13.8	<b>251</b> ▲ 2.7
令和3年4月	<b>3,478</b> ▲ 5.9	<b>728</b> 4.6	<b>2,482</b> ▲ 8.2	<b>119</b> ▲ 27.0	<b>674</b> ▲ 21.9	<b>1,656</b> 0.6	<b>31</b> 10.7	<b>268</b> 10.7	<b>47</b> 9.3	<b>221</b> 11.1
5月	<b>2,485</b> ▲ 3.7	<b>659</b> 11.3	<b>1,620</b> ▲ 8.0	<b>46</b> ▲ 13.2	<b>342</b> ▲ 26.0	<b>1,201</b> ▲ 0.7	<b>28</b> ▲ 17.6	<b>206</b> 12.0	<b>44</b> 83.3	<b>162</b> 1.3
6月	<b>2,699</b> ▲ 3.8	<b>855</b> 8.9	<b>1,618</b> ▲ 8.1	<b>41</b> 0.0	<b>339</b> ▲ 27.1	<b>1,197</b> ▲ 2.3	<b>39</b> 44.4	<b>226</b> 8.1	<b>25</b> ▲ 16.7	<b>201</b> 12.3
7月	<b>2,733</b> ▲ 2.1	<b>889</b> 13.0	<b>1,618</b> ▲ 11.4	<b>34</b> ▲ 37.0	<b>341</b> ▲ 29.8	<b>1,197</b> ▲ 4.6	<b>43</b> 48.3	<b>226</b> 25.6	<b>30</b> 7.1	<b>196</b> 28.9
8月	<b>2,754</b> 7.7	<b>911</b> 13.3	<b>1,639</b> 3.0	<b>40</b> 2.6	<b>308</b> ▲ 6.9	<b>1,256</b> 4.8	<b>32</b> 60.0	<b>204</b> 26.7	<b>33</b> 37.5	<b>171</b> 24.8
9月	<b>2,662</b> ▲ 4.1	<b>837</b> 2.1	<b>1,587</b> ▲ 9.8	<b>33</b> ▲ 17.5	<b>277</b> ▲ 48.1	<b>1,216</b> 4.7	<b>55</b> 150.0	<b>238</b> 20.8	<b>31</b> ▲ 6.1	<b>207</b> 26.2
10月	<b>2,734</b> ▲ 5.0	<b>811</b> 2.7	<b>1,694</b> ▲ 8.2	<b>53</b> 35.9	<b>320</b> ▲ 36.9	<b>1,286</b> 1.4	<b>32</b> 6.7	<b>229</b> ▲ 5.8	<b>30</b> ▲ 33.3	<b>199</b> 0.5
11月	<b>2,450</b> 9.6	<b>760</b> 9.7	<b>1,463</b> 6.6	<b>23</b> 4.5	<b>246</b> ▲ 21.9	<b>1,150</b> 13.6	<b>40</b> 90.5	<b>227</b> 33.5	<b>32</b> 28.0	<b>195</b> 34.5
12月	<b>2,138</b> 3.2	<b>753</b> 3.3	<b>1,235</b> 4.0	<b>30</b> ▲ 14.3	<b>245</b> ▲ 11.9	<b>925</b> 9.2	<b>33</b> 22.2	<b>150</b> ▲ 3.8	<b>25</b> ▲ 26.5	<b>125</b> 2.5
令和4年1月	<b>3,189</b> 10.9	<b>1,071</b> 20.1	<b>1,865</b> 2.0	<b>46</b> ▲ 4.2	<b>338</b> ▲ 17.2	<b>1,426</b> 6.9	<b>52</b> 52.9	<b>253</b> 62.2	<b>35</b> ▲ 2.8	<b>218</b> 81.7
【月平均】 当年度累計	【2,732】 <b>27,322</b>	【827】 <b>8,274</b>	【1,682】 <b>16,821</b>	【47】 <b>465</b>	【343】 <b>3,430</b>	【1,251】 <b>12,510</b>	【39】 <b>385</b>	【223】 <b>2,227</b>	【33】 <b>332</b>	【190】 <b>1,895</b>
前年同期	<b>27,272</b>	<b>7,588</b>	<b>17,634</b>	<b>534</b>	<b>4,649</b>	<b>12,155</b>	<b>272</b>	<b>1,898</b>	<b>322</b>	<b>1,576</b>
前年同期比	0.2	9.0	▲ 4.6	▲ 12.9	▲ 26.2	2.9	41.5	17.3	3.1	20.2

(注) 網掛け部分は、前年同期比及び前年同月比を示す。  
 【資料出所】 愛媛労働局「職業安定業務統計」

## 正社員職業紹介状況(原数値)

愛媛労働局

項 目	令和4年 1月	令和3年 1月	前年同月比 (差)	
① 月間有効求職者数 (人) (パートタイムを除く常用)	12,597	12,735	▲ 1.1%	
正社員	② 月間有効求人数 (人)	14,612	13,066	11.8%
	③ 新規求人数 (人)	5,297	4,826	9.8%
	④ 就職件数 (件)	606	619	▲ 2.1%
	⑤ 有効求人倍率 (倍) (②/①) (原数値)	1.16	1.03	0.13 p

(注) 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

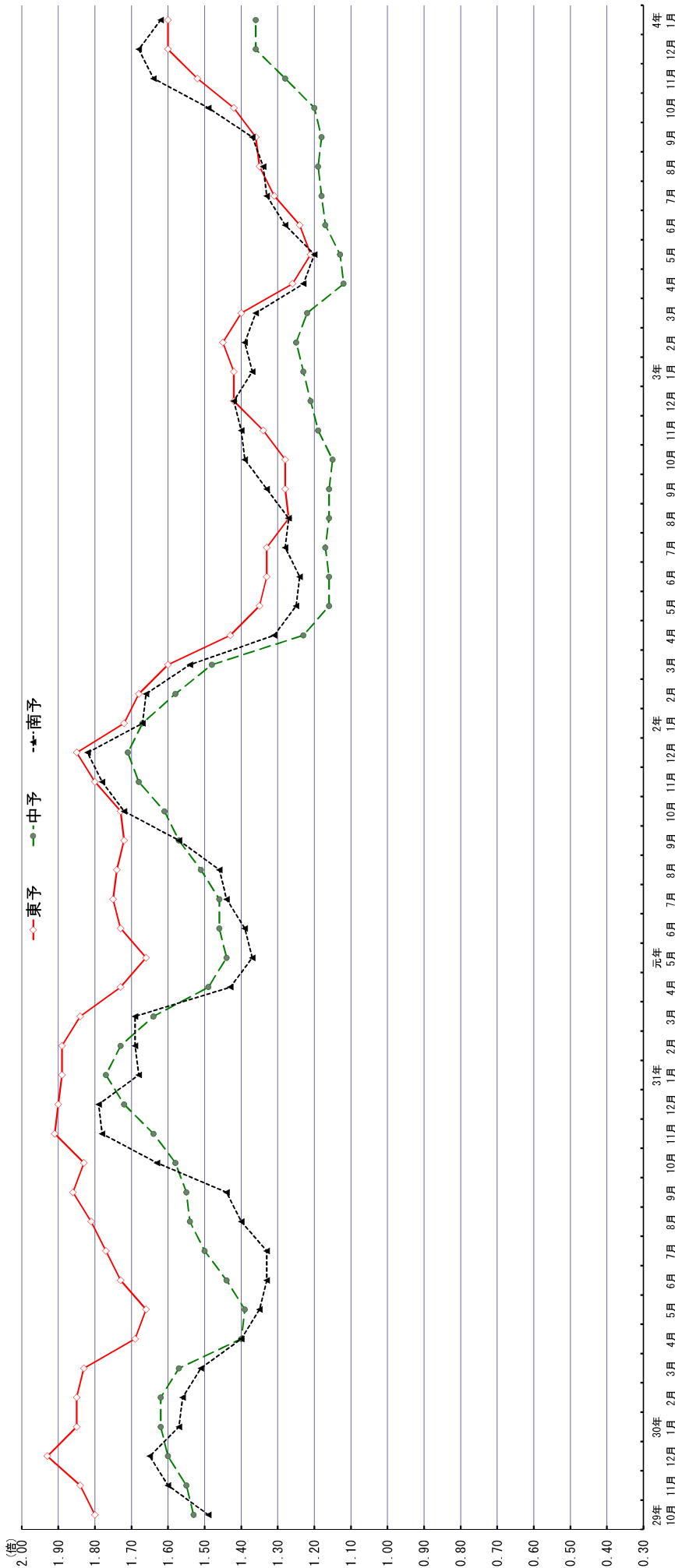
## 月間有効求人倍率の推移（原数値）

愛媛労働局職業安定課

区分	地域別	令和4年1月	令和3年1月	増減率（差）
① 月間有効 求人倍率 (③/②)	東予	1.60	1.42	0.18p
	中予	1.36	1.23	0.13p
	南予	1.62	1.37	0.25p
	県計	1.46	1.30	0.16p
② 月間有効 求職者数 (人)	東予	6,189	6,152	0.6%
	中予	11,918	11,860	0.5%
	南予	2,889	2,902	▲ 0.4%
	県計	20,996	20,914	0.4%
③ 月間有効 求人数 (人)	東予	9,877	8,754	12.8%
	中予	16,193	14,532	11.4%
	南予	4,679	3,981	17.5%
	県計	30,749	27,267	12.8%

(注) 学卒を除き、パートタイムを含む。

# 地域別有効求人倍率の推移 (原数値)



	30年												31年												元年												2年												3年												4年			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	4年																							
東予	1.84	1.84	1.93	1.85	1.85	1.83	1.69	1.66	1.73	1.77	1.81	1.86	1.83	1.91	1.90	1.89	1.89	1.84	1.73	1.66	1.73	1.66	1.73	1.75	1.74	1.72	1.73	1.80	1.85	1.72	1.68	1.60	1.43	1.35	1.33	1.33	1.33	1.27	1.28	1.28	1.34	1.42	1.42	1.45	1.40	1.26	1.21	1.24	1.31	1.35	1.36	1.42	1.52	1.60	1.60									
中予	1.53	1.55	1.60	1.62	1.57	1.40	1.39	1.44	1.50	1.54	1.55	1.58	1.64	1.72	1.77	1.73	1.64	1.49	1.44	1.46	1.46	1.51	1.57	1.61	1.68	1.71	1.67	1.58	1.48	1.23	1.16	1.16	1.17	1.16	1.16	1.16	1.16	1.16	1.17	1.16	1.16	1.15	1.19	1.21	1.23	1.25	1.22	1.12	1.13	1.17	1.18	1.19	1.18	1.20	1.28	1.36	1.36							
南予	1.49	1.60	1.65	1.57	1.56	1.51	1.40	1.35	1.33	1.33	1.40	1.44	1.63	1.78	1.79	1.68	1.69	1.43	1.37	1.39	1.44	1.46	1.57	1.72	1.78	1.82	1.67	1.66	1.54	1.31	1.25	1.24	1.28	1.27	1.33	1.39	1.40	1.42	1.37	1.39	1.36	1.23	1.20	1.28	1.33	1.34	1.37	1.49	1.64	1.68	1.68	1.62												

一 般 職 業 紹 介 状 況

愛媛労働局職業安定部職業安定課

令和4年1月

項目 年度・月	A 新規求職申込件数			B 月間有効求職者数			C 新規求人数			D 月間有効求人数			E 就職件数			F 充足数			求人倍率 (原数値)			求人倍率 (季節調整値)			就職率 E/A(%)	充足率 F/C(%)
	常用	うち 中高年 (保)	うち 中高年	常用	うち 中高年 (保)	うち 中高年	常用	うち 中高年 (保)	うち 中高年	常用	うち 中高年 (保)	うち 中高年	常用	うち 中高年 (保)	うち 中高年	C/A	有効 D/B	新規	有効 有効	新規	有効 有効					
令和2年度	52,502	15,499	26,137	258,282	257,012	107,851	134,744	116,936	104,006	325,240	292,062	17,075	15,581	5,348	8,040	16,813	15,427	2.23	1.26	*	*	32.5	14.4			
月平均	4,375	4,344	2,178	21,524	21,418	8,988	11,229	9,745	8,667	27,103	24,339	1,423	1,298	446	670	1,401	1,286	—	—	*	*	—	—			
令和3年1月	4,514	4,500	2,238	20,914	20,850	8,685	10,974	10,140	8,818	27,267	23,946	1,213	1,064	380	592	1,197	1,054	2.25	1.30	2.20	2.20	26.9	11.8			
2月	4,337	4,320	2,254	20,966	20,907	8,232	11,155	10,342	9,058	27,892	24,537	1,345	1,205	425	643	1,347	1,206	2.38	1.33	2.26	2.26	31.0	13.0			
3月	4,917	4,906	2,486	21,889	21,830	8,158	11,565	10,070	9,127	28,354	25,288	2,112	1,908	554	1,042	2,082	1,892	2.05	1.30	2.26	2.26	43.0	20.7			
令和3年4月	6,239	6,212	3,546	22,940	22,866	8,268	12,535	9,550	8,552	27,110	24,468	1,669	1,568	428	798	1,650	1,553	1.53	1.18	2.17	2.17	26.8	17.3			
5月	4,209	4,143	2,132	22,561	22,435	8,005	12,311	9,248	8,353	26,276	23,927	1,492	1,377	459	696	1,480	1,376	2.20	1.16	2.27	2.27	35.4	16.0			
6月	4,405	4,339	2,220	22,221	22,040	8,559	12,122	10,205	9,092	26,798	24,251	1,507	1,373	435	714	1,484	1,358	2.32	1.21	2.39	2.39	34.2	14.5			
7月	4,505	4,464	2,339	21,805	21,612	8,505	11,740	9,711	8,756	27,019	24,530	1,356	1,256	399	666	1,349	1,259	2.16	1.24	2.20	2.20	30.1	13.9			
8月	4,360	4,337	2,176	22,005	21,852	8,363	11,802	9,630	8,768	27,634	25,080	1,249	1,176	388	601	1,211	1,149	2.21	1.26	2.16	2.16	28.6	12.6			
9月	4,377	4,360	2,158	22,199	22,101	8,203	11,811	10,289	9,289	28,006	25,427	1,508	1,406	455	712	1,481	1,389	2.35	1.26	2.32	2.32	34.5	14.4			
10月	4,515	4,493	2,301	22,167	22,073	7,988	11,831	11,094	9,515	28,981	25,800	1,489	1,377	463	739	1,464	1,360	2.46	1.31	2.32	2.32	33.0	13.2			
11月	4,029	4,001	2,007	21,544	21,445	7,575	11,432	11,053	9,438	30,256	26,463	1,454	1,324	440	685	1,442	1,323	2.74	1.40	2.35	2.35	36.1	13.0			
12月	3,393	3,377	860	20,266	20,175	7,014	10,801	9,923	8,442	29,902	25,841	1,278	1,110	376	623	1,271	1,113	2.92	1.48	2.37	2.37	37.7	12.8			
令和4年1月	5,097	5,073	2,241	20,996	20,907	6,992	11,294	11,388	9,539	30,749	26,374	1,267	1,126	372	649	1,235	1,097	2.23	1.46	2.18	2.18	24.9	10.8			
前年同月比	12.9	12.7	▲ 6.2	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 19.5	2.9	12.3	8.2	12.8	10.1	4.5	5.8	▲ 2.1	9.6	3.2	4.1	▲ 0.02p	▲ 0.16p	▲ 0.19	▲ 0.01	▲ 2.0p	▲ 1.0p			

(注) ・求人倍率(季節調整値)の前年同月比の数値は、前月比の数値である。

(公共職業安定所別)

中予	山松	18.8	18.4	▲ 6.0	36.1	0.5	0.3	▲ 23.0	4.5	10.2	3.2	11.4	7.4	▲ 1.6	2.5	▲ 8.4	1.2	0.9	4.2	▲ 0.18p	0.13p	▲ 4.0p	▲ 0.8p
	山松	2,632	2,619	660	1,361	11,918	11,875	3,769	6,222	5,879	4,681	16,193	13,497	506	447	152	251	539	471	2.23	1.36	19.2	9.2
今治	今治	3.4	4.0	▲ 18.4	5.7	▲ 2.6	▲ 17.3	▲ 2.7	11.0	6.6	6.6	16.1	15.9	10.2	10.0	34.1	17.5	▲ 1.3	▲ 2.2	0.14p	0.24p	2.0p	▲ 1.6p
	今治	543	542	115	297	2,147	2,138	783	1,205	1,163	1,022	3,106	2,818	173	154	55	94	149	131	2.14	1.45	31.9	12.8
東予	新居浜	▲ 1.5	▲ 1.5	▲ 6.1	▲ 3.5	4.8	4.8	▲ 12.9	6.2	8.0	15.2	4.9	2.2	22.9	14.9	0.0	12.3	▲ 4.2	▲ 13.5	0.20p	0.00p	5.9p	▲ 1.3p
	新居浜	458	454	124	245	1,636	1,626	532	873	1,068	924	2,848	2,345	134	116	37	73	113	96	2.33	1.74	29.3	10.6
西予	西条	8.0	7.1	▲ 19.8	9.4	▲ 1.7	▲ 13.0	▲ 2.4	21.7	10.7	10.7	14.2	7.5	▲ 7.9	▲ 8.8	▲ 30.0	▲ 2.1	▲ 1.1	▲ 1.2	0.25p	0.22p	▲ 4.6p	▲ 2.7p
	西条	350	347	85	197	1,292	1,285	515	684	780	642	2,013	1,661	93	83	21	47	92	84	2.23	1.56	26.6	11.8
四国中央	四国中央	4.2	4.5	8.2	9.7	3.9	3.8	▲ 4.6	8.7	▲ 6.0	▲ 5.7	19.3	17.4	1.9	4.0	▲ 26.5	28.2	11.2	10.6	▲ 0.22p	0.22p	▲ 0.8p	2.9p
	四国中央	301	301	66	170	1,114	1,110	351	611	626	616	1,910	1,805	109	105	25	50	119	115	2.08	1.71	36.2	19.0
八幡浜	八幡浜	31.4	31.4	40.4	30.9	6.2	5.7	▲ 10.5	6.4	16.0	20.4	5.6	8.8	4.3	0.0	0.0	2.9	8.6	3.8	▲ 0.31p	▲ 0.01p	▲ 7.4p	▲ 0.7p
	八幡浜	255	255	66	144	929	924	334	580	596	550	1,386	1,255	72	65	20	36	63	55	2.34	1.49	28.2	10.6
宇和島	宇和島	11.7	10.7	▲ 6.8	33.1	▲ 5.0	▲ 5.3	▲ 26.8	▲ 5.1	35.5	35.6	16.8	18.9	▲ 1.0	7.2	18.2	▲ 7.3	11.0	26.9	0.46p	0.32p	▲ 3.9p	▲ 2.4p
	宇和島	324	321	82	197	1,192	1,186	449	704	839	735	2,011	1,853	99	89	39	51	91	85	2.59	1.69	30.6	10.8
大洲	大洲	10.4	11.4	▲ 6.5	11.8	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 9.8	1.5	34.0	27.2	35.4	32.9	44.6	42.6	21.1	113.6	27.8	25.0	0.33p	0.44p	8.2p	▲ 0.8p
	大洲	234	234	43	123	768	763	259	415	437	369	1,282	1,140	81	67	23	47	69	60	1.87	1.67	34.6	15.8

(注) ・公共職業安定所別上記は前年同月比、下段は原数値である。 ・新規求職者を除きパートタイムを含む。



# 一般職業紹介状況(全数)前年比

令和4年1月

愛媛労働局

年 月	月間有効求職者		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職者数		新規求人数		新規求人倍率		就職件数
	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季節 調整値	原数値	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季節 調整値	原数値	原数値 対前年 同月比
	%	%	%	%	倍	倍	%	%	%	%	倍	倍	%
平成26年度	-	▲ 6.9	-	2.8	-	1.11	-	▲ 6.1	-	1.3	-	1.68	▲ 4.2
平成27年度	-	▲ 5.9	-	8.1	-	1.27	-	▲ 5.5	-	6.9	-	1.90	▲ 4.7
平成28年度	-	▲ 5.4	-	5.3	-	1.42	-	▲ 6.6	-	3.5	-	2.10	▲ 6.3
平成29年度	-	▲ 4.1	-	4.8	-	1.55	-	▲ 5.7	-	3.3	-	2.30	▲ 5.8
平成30年度	-	▲ 2.0	-	3.2	-	1.63	-	▲ 2.7	-	3.0	-	2.44	▲ 4.6
令和元年度	-	▲ 1.2	-	▲ 2.8	-	1.60	-	▲ 4.7	-	▲ 4.4	-	2.45	▲ 9.1
令和2年度	-	6.8	-	▲ 16.2	-	1.26	-	▲ 6.3	-	▲ 14.7	-	2.23	▲ 15.0
<b>令和元年度</b>													
4月	1.1	▲ 1.8	1.7	2.8	1.66	1.55	1.2	▲ 0.4	3.9	6.5	2.49	1.80	▲ 4.7
令和元年5月	1.2	▲ 2.3	0.1	▲ 0.1	1.64	1.49	1.4	▲ 8.1	▲ 2.7	▲ 3.9	2.39	2.30	▲ 9.5
6月	▲ 0.5	▲ 2.1	0.3	▲ 0.6	1.65	1.53	▲ 2.1	▲ 5.8	▲ 0.5	▲ 7.5	2.43	2.38	▲ 10.2
7月	0.3	0.7	▲ 1.6	0.2	1.62	1.54	▲ 1.6	8.7	1.7	6.2	2.51	2.48	1.5
8月	▲ 1.2	▲ 1.5	▲ 0.7	▲ 2.8	1.63	1.57	▲ 4.3	▲ 12.1	▲ 3.1	▲ 6.7	2.54	2.71	▲ 11.3
9月	▲ 1.0	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.3	1.64	1.62	3.4	1.6	0.0	▲ 1.3	2.46	2.50	▲ 3.9
10月	▲ 1.2	▲ 2.1	▲ 1.0	▲ 2.0	1.65	1.66	▲ 2.9	▲ 7.2	0.3	0.9	2.54	2.79	▲ 12.5
11月	▲ 0.5	▲ 2.3	▲ 1.0	▲ 2.6	1.64	1.73	▲ 0.3	▲ 8.3	▲ 3.1	▲ 8.5	2.47	2.93	▲ 10.6
12月	▲ 0.3	▲ 1.3	▲ 1.6	▲ 2.2	1.62	1.77	1.5	▲ 7.7	▲ 0.3	▲ 0.8	2.43	2.98	▲ 8.5
令和2年1月	1.2	▲ 0.4	▲ 2.2	▲ 6.3	1.56	1.69	▲ 1.8	▲ 5.1	▲ 3.2	▲ 9.0	2.39	2.41	▲ 18.1
2月	1.1	▲ 0.3	▲ 2.3	▲ 8.5	1.51	1.63	1.0	▲ 7.1	▲ 2.0	▲ 14.1	2.32	2.52	▲ 13.0
3月	▲ 0.5	0.2	▲ 3.6	▲ 10.5	1.46	1.52	▲ 4.8	▲ 6.0	▲ 7.3	▲ 12.6	2.26	2.08	▲ 9.0
<b>令和2年度</b>													
令和2年4月	▲ 1.1	▲ 2.4	▲ 6.0	▲ 18.1	1.39	1.30	▲ 2.3	▲ 11.2	▲ 11.6	▲ 27.1	2.04	1.48	▲ 22.7
5月	▲ 0.1	▲ 4.7	▲ 2.7	▲ 21.8	1.35	1.23	▲ 0.4	▲ 19.8	15.3	▲ 19.8	2.37	2.30	▲ 37.6
6月	2.5	0.2	0.7	▲ 19.9	1.33	1.22	7.1	2.6	▲ 1.5	▲ 10.9	2.18	2.07	▲ 14.6
7月	3.3	1.4	0.5	▲ 19.1	1.29	1.23	▲ 4.8	▲ 10.1	▲ 3.9	▲ 21.4	2.20	2.17	▲ 20.3
8月	2.8	5.8	▲ 0.7	▲ 18.8	1.25	1.21	▲ 1.2	▲ 7.9	3.6	▲ 18.0	2.31	2.41	▲ 17.8
9月	1.9	10.1	1.5	▲ 17.0	1.24	1.22	1.7	▲ 3.8	1.0	▲ 11.1	2.29	2.31	▲ 19.7
10月	2.8	14.8	0.5	▲ 15.7	1.22	1.22	1.5	▲ 0.3	▲ 4.2	▲ 17.6	2.16	2.31	▲ 14.4
11月	1.8	16.4	▲ 1.2	▲ 15.3	1.18	1.26	▲ 2.7	▲ 8.2	2.2	▲ 14.5	2.27	2.73	▲ 8.1
12月	▲ 2.0	15.0	▲ 1.4	▲ 15.4	1.19	1.30	▲ 3.1	▲ 7.7	▲ 0.8	▲ 11.8	2.33	2.85	▲ 7.1
令和3年1月	▲ 1.7	10.9	▲ 0.7	▲ 14.3	1.20	1.30	2.9	▲ 8.7	▲ 2.7	▲ 14.9	2.20	2.25	▲ 7.1
2月	▲ 1.4	8.8	0.8	▲ 11.0	1.23	1.33	0.7	▲ 2.3	3.3	▲ 7.7	2.26	2.38	▲ 12.0
3月	▲ 0.3	9.4	0.9	▲ 7.1	1.24	1.30	0.9	5.7	1.0	4.1	2.26	2.05	5.1
<b>令和3年度</b>													
令和3年4月	▲ 0.1	9.4	1.9	▲ 0.7	1.27	1.18	2.0	4.5	▲ 2.2	8.0	2.17	1.53	5.8
5月	▲ 0.6	8.8	0.7	3.4	1.28	1.16	▲ 2.9	2.1	1.5	▲ 2.6	2.27	2.20	28.1
6月	▲ 1.2	4.5	1.0	3.1	1.31	1.21	1.3	▲ 5.6	6.7	5.6	2.39	2.32	2.0
7月	1.3	2.7	0.9	3.5	1.31	1.24	5.0	4.1	▲ 3.1	3.6	2.20	2.16	▲ 2.4
8月	1.1	2.2	0.9	6.3	1.30	1.26	1.0	12.0	▲ 1.0	2.7	2.16	2.21	1.5
9月	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 1.3	2.7	1.29	1.26	▲ 6.0	▲ 0.3	0.8	1.3	2.32	2.35	11.7
10月	▲ 0.1	▲ 4.0	1.0	2.8	1.31	1.31	3.7	▲ 1.1	3.7	5.4	2.32	2.46	▲ 1.6
11月	0.0	▲ 4.0	1.3	6.9	1.32	1.40	▲ 0.3	11.7	1.1	12.2	2.35	2.74	▲ 0.2
12月	0.0	▲ 3.1	1.8	10.1	1.35	1.48	▲ 1.2	6.3	▲ 0.3	9.0	2.37	2.92	2.7
令和4年1月	2.0	0.4	1.9	12.8	1.34	1.46	9.2	12.9	0.6	12.3	2.18	2.23	4.5
2月													
3月													

(注) 1 新規学卒者を除きパートタイムを含む。  
 2 令和3年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

## 令和3年度 マッチング機能に関する業務実績(安定所別)

令和4年1月

愛媛労働局

主要 安定所	就職件数 (常用)		充足件数 (常用、受理地ベース)		雇用保険受給者の 早期再就職件数	
	1月実績	年間目標	1月実績	年間目標	11月実績	年間目標
	令和3年度実績累計	進捗率	令和3年度実績累計	進捗率	令和3年度実績累計	進捗率
松 山	446	6,700	471	7,000	215	2,600
	5,311	79.3%	5,834	83.3%	1,719	66.1%
今 治	154	2,050	131	1,870	61	540
	1,773	86.5%	1,608	86.0%	432	80.0%
八幡浜	65	930	55	810	31	240
	783	84.2%	686	84.7%	182	75.8%
宇和島	89	1,370	85	1,230	24	310
	1,026	74.9%	925	75.2%	229	73.9%
新居浜	116	1,370	96	1,330	45	500
	1,185	86.5%	1,130	85.0%	328	65.6%
西 条	83	1,250	84	1,080	36	455
	1,075	86.0%	901	83.4%	325	71.4%
四国中央	105	1,410	115	1,500	40	420
	1,128	80.0%	1,202	80.1%	269	64.0%
大 洲	67	840	60	680	15	220
	811	96.5%	691	101.6%	150	68.2%
合 計	1,125	15,920	1,097	15,500	467	5,285
	13,092	82.2%	12,977	83.7%	3,634	68.8%

※雇用保険受給者の早期再就職件数は集計の関係で2か月遅れになります。

また、令和2年度の実績値を踏まえて改めて年間目標を設定するため年間目標参考値としています。

# 有効求人倍率の推移（季節調整値）

（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

愛媛労働局

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計	年度計
昭和 38年	0.19	0.28	0.29	0.31	0.31	0.31	0.35	0.31	0.29	0.34	0.33	0.32	0.31	0.32
39年	0.33	0.33	0.31	0.36	0.37	0.36	0.35	0.35	0.33	0.34	0.33	0.34	0.34	0.34
40年	0.32	0.32	0.30	0.28	0.28	0.28	0.28	0.29	0.28	0.29	0.30	0.28	0.29	0.29
41年	0.29	0.29	0.30	0.32	0.33	0.33	0.35	0.37	0.38	0.38	0.36	0.38	0.34	0.37
42年	0.41	0.41	0.45	0.45	0.47	0.49	0.50	0.51	0.47	0.51	0.53	0.55	0.48	0.51
43年	0.59	0.56	0.53	0.53	0.55	0.59	0.58	0.58	0.58	0.58	0.60	0.58	0.58	0.59
44年	0.59	0.63	0.67	0.66	0.67	0.67	0.63	0.67	0.68	0.66	0.69	0.67	0.66	0.69
45年	0.74	0.78	0.78	0.84	0.76	0.75	0.84	0.79	0.88	0.92	0.92	0.91	0.83	0.85
46年	0.88	0.84	0.81	0.77	0.80	0.77	0.76	0.73	0.73	0.73	0.72	0.72	0.77	0.73
47年	0.66	0.66	0.67	0.68	0.70	0.70	0.72	0.77	0.74	0.83	0.87	0.97	0.76	0.84
48年	0.95	1.02	1.10	1.13	1.12	1.19	1.14	1.18	1.20	1.24	1.20	1.16	1.15	1.17
49年	1.16	1.10	1.05	1.03	1.00	0.96	0.92	0.85	0.78	0.76	0.69	0.65	0.90	0.77
50年	0.63	0.61	0.57	0.57	0.55	0.52	0.54	0.54	0.55	0.55	0.55	0.56	0.56	0.56
51年	0.59	0.60	0.61	0.62	0.63	0.57	0.58	0.59	0.56	0.54	0.51	0.50	0.57	0.55
52年	0.51	0.50	0.51	0.50	0.48	0.49	0.48	0.46	0.51	0.47	0.46	0.42	0.49	0.47
53年	0.43	0.44	0.43	0.44	0.45	0.46	0.48	0.46	0.48	0.48	0.50	0.48	0.46	0.49
54年	0.53	0.54	0.54	0.56	0.57	0.57	0.57	0.60	0.62	0.64	0.67	0.67	0.59	0.62
55年	0.66	0.66	0.70	0.72	0.69	0.69	0.66	0.66	0.63	0.63	0.61	0.62	0.66	0.65
56年	0.62	0.63	0.62	0.62	0.61	0.62	0.64	0.62	0.60	0.60	0.58	0.60	0.61	0.60
57年	0.58	0.58	0.54	0.55	0.57	0.56	0.57	0.56	0.57	0.56	0.56	0.55	0.56	0.56
58年	0.56	0.55	0.57	0.58	0.58	0.57	0.58	0.59	0.59	0.60	0.63	0.59	0.58	0.60
59年	0.61	0.62	0.62	0.60	0.61	0.62	0.60	0.63	0.65	0.64	0.65	0.66	0.63	0.64
60年	0.67	0.68	0.68	0.68	0.66	0.67	0.66	0.65	0.66	0.64	0.61	0.63	0.66	0.65
61年	0.64	0.64	0.64	0.62	0.62	0.65	0.62	0.62	0.60	0.63	0.61	0.59	0.62	0.61
62年	0.58	0.59	0.59	0.60	0.60	0.63	0.68	0.68	0.74	0.77	0.79	0.82	0.67	0.73
63年	0.84	0.86	0.87	0.94	0.96	0.96	0.95	0.98	0.96	0.98	1.01	1.02	0.95	0.99
平成 元年	1.04	1.03	1.08	1.07	1.11	1.11	1.07	1.10	1.11	1.13	1.13	1.17	1.09	1.14
2年	1.23	1.26	1.26	1.23	1.22	1.23	1.26	1.24	1.25	1.25	1.29	1.28	1.25	1.26
3年	1.29	1.31	1.34	1.34	1.35	1.38	1.36	1.30	1.30	1.29	1.30	1.27	1.32	1.31
4年	1.27	1.26	1.28	1.23	1.21	1.16	1.15	1.14	1.15	1.13	1.09	1.05	1.18	1.12
5年	1.05	1.04	1.02	0.98	0.96	0.95	0.93	0.94	0.89	0.87	0.84	0.84	0.94	0.89
6年	0.84	0.84	0.84	0.85	0.87	0.86	0.87	0.91	0.90	0.87	0.85	0.88	0.86	0.87
7年	0.87	0.87	0.85	0.84	0.82	0.83	0.82	0.84	0.84	0.85	0.85	0.86	0.84	0.84
8年	0.84	0.83	0.84	0.87	0.89	0.91	0.92	0.89	0.88	0.88	0.89	0.89	0.88	0.89
9年	0.91	0.90	0.90	0.89	0.92	0.93	0.93	0.91	0.92	0.91	0.91	0.87	0.91	0.88
10年	0.84	0.82	0.77	0.76	0.73	0.71	0.70	0.70	0.70	0.70	0.69	0.69	0.73	0.70
11年	0.68	0.67	0.67	0.65	0.65	0.64	0.63	0.62	0.62	0.63	0.64	0.64	0.64	0.64
12年	0.64	0.64	0.65	0.67	0.67	0.66	0.68	0.68	0.67	0.66	0.66	0.66	0.66	0.67
13年	0.67	0.67	0.68	0.68	0.68	0.69	0.67	0.67	0.66	0.64	0.62	0.59	0.66	0.65
14年	0.61	0.63	0.65	0.63	0.62	0.62	0.62	0.62	0.63	0.63	0.64	0.63	0.63	0.63
15年	0.62	0.61	0.61	0.62	0.62	0.62	0.63	0.65	0.67	0.71	0.70	0.71	0.65	0.68
16年	0.74	0.73	0.73	0.72	0.74	0.77	0.77	0.76	0.76	0.77	0.79	0.79	0.75	0.77
17年	0.80	0.81	0.83	0.81	0.81	0.81	0.83	0.85	0.87	0.86	0.86	0.88	0.83	0.86
18年	0.90	0.89	0.89	0.90	0.90	0.90	0.89	0.87	0.87	0.88	0.87	0.88	0.89	0.88
19年	0.88	0.89	0.89	0.89	0.90	0.88	0.87	0.87	0.85	0.84	0.85	0.86	0.87	0.87
20年	0.89	0.86	0.89	0.89	0.88	0.87	0.86	0.85	0.81	0.79	0.78	0.76	0.85	0.78
21年	0.67	0.62	0.58	0.54	0.52	0.53	0.52	0.52	0.53	0.53	0.54	0.53	0.55	0.54
22年	0.54	0.55	0.56	0.59	0.57	0.57	0.61	0.61	0.65	0.67	0.68	0.71	0.61	0.65
23年	0.72	0.73	0.73	0.75	0.75	0.74	0.75	0.76	0.76	0.76	0.76	0.75	0.75	0.76
24年	0.76	0.76	0.78	0.77	0.78	0.79	0.80	0.82	0.82	0.83	0.85	0.87	0.80	0.83
25年	0.88	0.90	0.90	0.91	0.93	0.95	0.97	0.97	0.98	1.02	1.04	1.08	0.96	1.00
26年	1.07	1.07	1.08	1.08	1.11	1.11	1.12	1.11	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.11
27年	1.11	1.14	1.17	1.17	1.19	1.21	1.23	1.23	1.26	1.28	1.31	1.31	1.22	1.27
28年	1.35	1.35	1.38	1.41	1.45	1.42	1.41	1.42	1.42	1.41	1.40	1.41	1.40	1.42
29年	1.40	1.41	1.45	1.50	1.53	1.52	1.53	1.56	1.56	1.58	1.54	1.56	1.51	1.55
30年	1.57	1.58	1.59	1.58	1.59	1.63	1.63	1.64	1.65	1.64	1.63	1.64	1.61	1.63
令和 元年	1.67	1.66	1.65	1.66	1.64	1.65	1.62	1.63	1.64	1.65	1.64	1.62	1.64	1.60
2年	1.56	1.51	1.46	1.39	1.35	1.33	1.29	1.25	1.24	1.22	1.18	1.19	1.33	1.26
3年	1.20	1.23	1.24	1.27	1.28	1.31	1.31	1.30	1.29	1.31	1.32	1.35	1.28	
4年	1.34													

※ 1 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。  
 なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。  
 2 年計及び年度計は原数値。  
 \* 平成28年1～12月の数字について一部誤りがありましたので訂正したものを掲載しております。

用 語	解 説
季節調整値	<p>求人数や求職者数は経済状況だけではなく、季節的な理由により、一定の規則性をもって変化するため、数字(原数値)をみるだけでは、その変化が経済状況によるものか、季節的な理由によるものかわからないため、「季節的な変化を取り除いた数値」で比較する必要があり、これを「季節調整」といい、季節調整を行った数値を「季節調整値」という。</p> <p>(季節調整値＝原数値÷季節指数×100)</p>
新規求人数	<p>期間中に新たに受け付けた求人数(採用予定人員)。</p>
月間有効求人数	<p>前月から繰越された有効求人(前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。)と当月の「新規求人数」の合計数。</p>
新規求職申込件数	<p>期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数。</p>
月間有効求職者数	<p>前月から繰越された有効求職者数(前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。)と当月の「新規求職申込件数」の合計数。</p>
新規求人倍率	<p>新規求職者に対する新規求人数の割合をいい、「新規求人数」を「新規求職申込件数」で除して得た数値。</p>
有効求人倍率	<p>有効求職者に対する有効求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得た数値。</p>
正社員	<p>雇用期間の定めのないフルタイムのうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者。</p>